

(案)

周南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和7年3月

周南市

目 次

※事前配付部分

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画見直しの背景と目的	1
第2節 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけ.....	2
第3節 計画期間.....	3
第4節 計画対象廃棄物	4
第2章 本市の地域特性	5
第1節 本市の地域概況	5
第2節 本市の主要指標	6
第3章 ごみ処理基本計画	11
第1節 ごみ処理の現状と課題	11
第2節 基本理念と基本方針	23
第3節 数値目標・指標.....	25
第4節 計画の進行管理指標.....	37
第5節 計画の体系	38
第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進	39
(1) 環境館を活用した啓発	40
(2) 情報発信による啓発	41
(3) 人づくり地域づくりに向けた啓発	42
(4) 海洋プラスチックごみ防止啓発	46
第7節 施策の柱② 3Rの推進と廃棄物の適正処理.....	48
(1) 協働による3R の推進.....	49
(2) 助成制度を活用した3R 推進	51
(3) インセンティブによる3R 推進.....	52
(4) 事業者への3R 推進協力依頼と指導	53
(5) ごみ処理システムの適正化	54
第8節 施策の柱③ 適正なごみ処理による快適環境の推進.....	56
(1) 安全安心なごみ出し.....	57
(2) 近年の気候変動やDX化への対応.....	59
第4章 食品ロス削減推進計画	61
第1節 基本的事項.....	61
第2節 本市における食品ロスの現状と課題	62
第3節 食品ロス削減目標	63
第4節 施策の体系	63
第5節 目標達成のための施策.....	64
第5章 計画の進行管理	68

第1節 計画の進行管理手法	68
第2節 進行管理体制	69

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画見直しの背景と目的

周南市（以下、「本市」という。）では、平成 15 年4月の旧2市2町（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）合併後のごみ処理の基本方針を示した「第1次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成 16 年度に策定し、計画期間としていた 10 年間が経過した平成 27 年3月に「第2次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。第2次計画に基づき、ごみ処理経費の削減を図りつつ、さらなるごみの発生・排出削減、再資源化による最終処分量の削減を目指して、目標達成のための各施策を実施し、循環型社会の形成に向けた取組みを推進してきました。

第2次計画の策定以降、国においては平成 30 年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

このように、国の廃棄物行政や社会情勢が大きく変化していることや、第2次計画における 10 年間の計画期間が満了となることから、近年の社会の変化や本市の実情を考慮した新たな「第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

●一般廃棄物処理基本計画とは

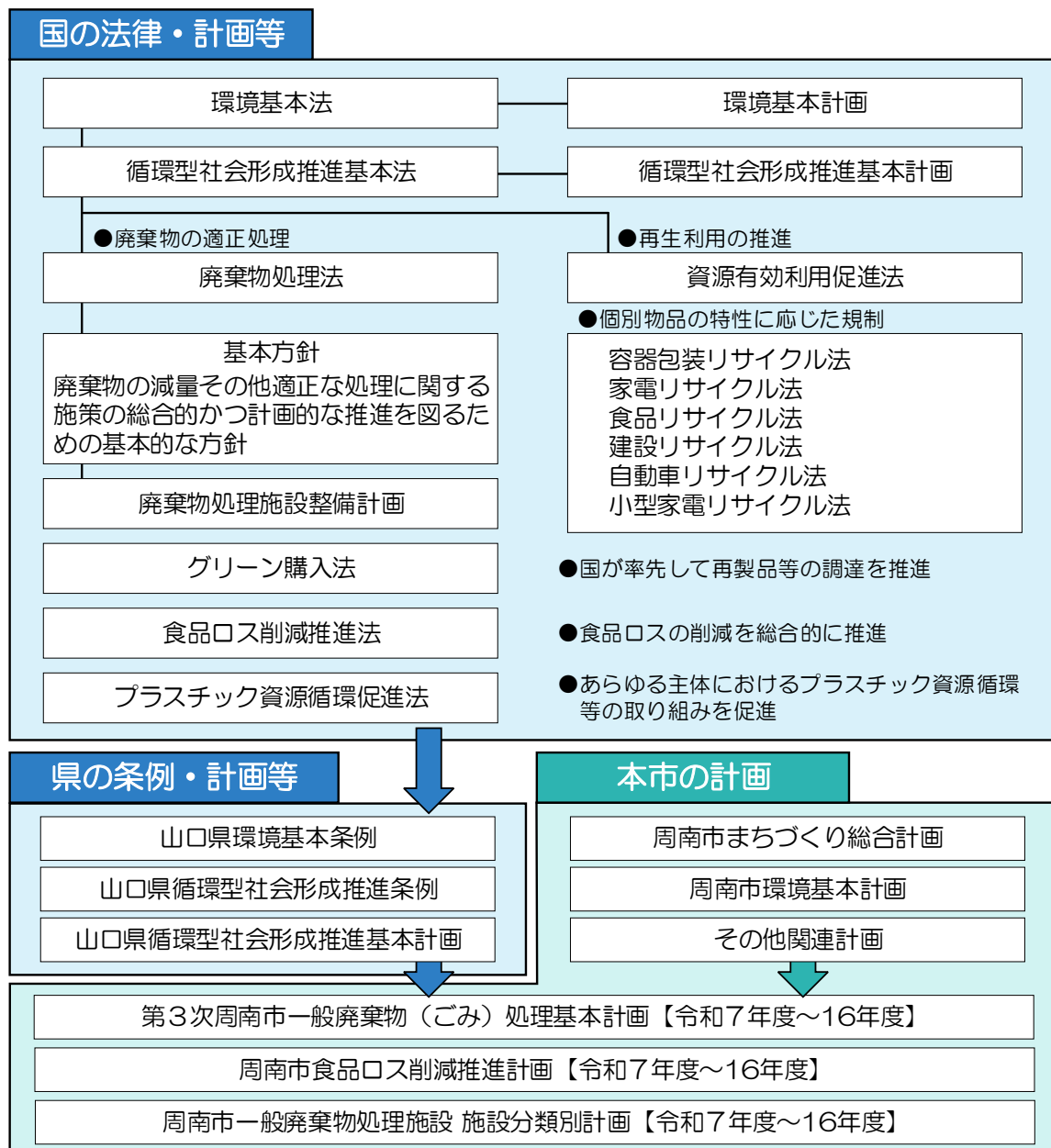
廃棄物処理法第 6 条において、市町村は自らの区域内の一般廃棄物の処理に関する計画として、「一般廃棄物処理計画」を定めることとされています。一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 3 の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」によって所定の事項を定めることとされており、本計画はこれに規定される「基本計画」に該当します。

第2節 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけ

本計画は、本市におけるごみ処理に係る基本方針を定めるものであり、本市が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するものであり、国の法律や計画、山口県の条例や計画及び本市の上位計画等と整合するものです。

また本計画は、本市の食品ロス削減の推進に関する方針を定める「周南市食品ロス削減推進計画」及び「周南市公共施設再配置計画」を進めていくためのアクションプラン（行動計画）のひとつである、「周南市一般廃棄物処理施設 施設分類別計画」を一体的に策定するものです。

◆図表 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



※一部、略称を用いています。

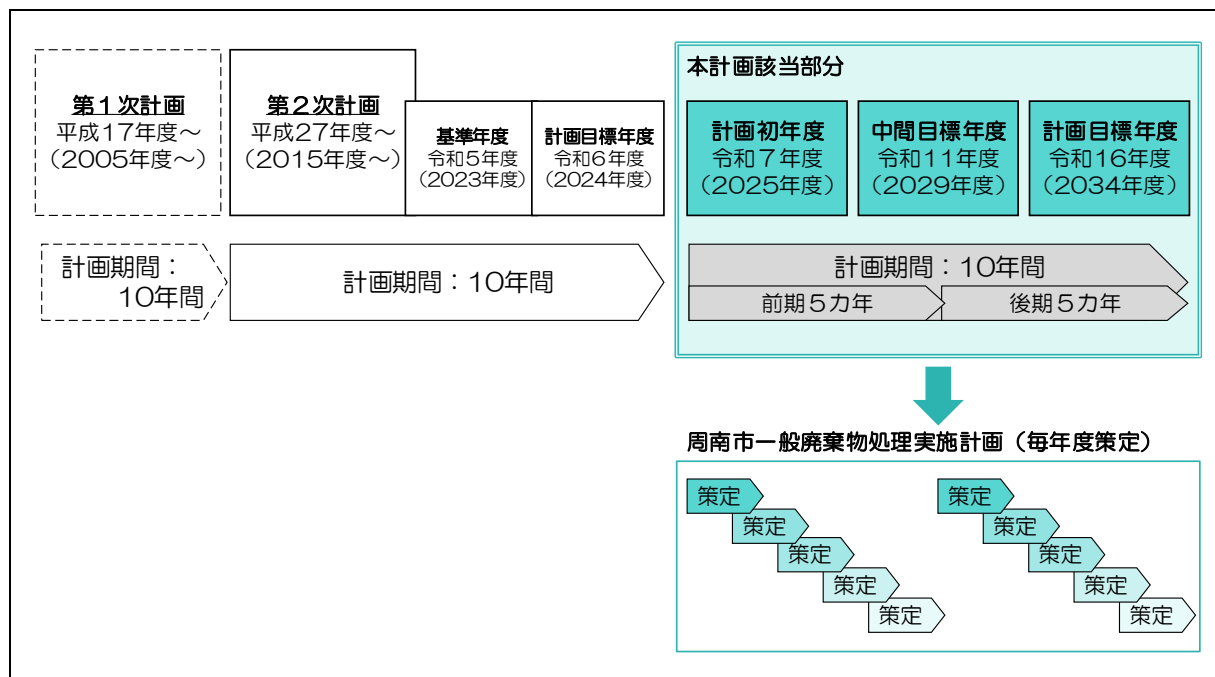
第3節 計画期間

環境省の示す「ごみ処理基本計画策定指針」によると、「一般廃棄物処理基本計画」は目標年次をおおむね 10 年から 15 年に設定し、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である、とされています。

よって本計画は計画初年度を令和 7 年度とし、計画期間は 10 年間とします。本計画の計画目標年度は、本市における循環型社会の形成を確実に進めるために設定し、ごみの排出削減や再資源化等の目標値をいつまでに達成するかを示すものであり、長期的な施策の展開を図ることから、最終年度の令和 16 年度とします。

また、計画初年度から 5 年間が経過した令和 11 年度を中間目標年度とし、施策や目標値等の進捗状況を把握し中間見直しを実施することから、中間目標年度においても数値目標を示すものとします。

◆図表 1-2 計画期間

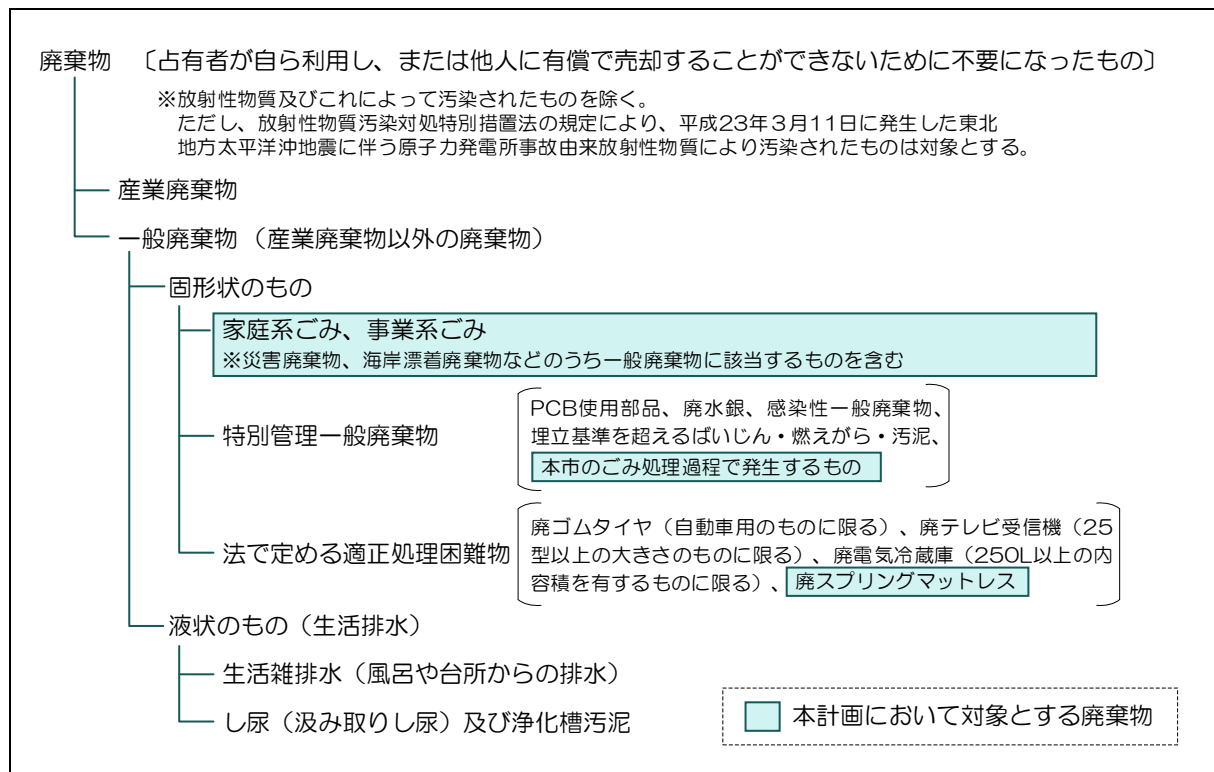


第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち「固形状のもの（ごみ）」ですが、特別管理一般廃棄物及び廃棄物処理法で定める適正処理困難物は一部を除き対象外とします。また、一般ごみのうち、個別のリサイクル法等により取り扱いに指定があるものや、本市が指定する適正処理困難物も一部を除き対象外とします。これらの扱いは、一般廃棄物処理実施計画において定めます。

なお、「液状のもの（生活排水）」に関する計画は本計画とは別に策定するものとします。

◆図表 1-3 本計画の対象廃棄物



第2章 本市の地域特性

第1節 本市の地域概況

本市は山口県東南部に位置し、平成 15 年4月 21 日に旧2市2町（徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町）が合併して誕生しました。本市の面積は 656.29km²で山口県内で5番目に大きく、北は島根県との県境、西は山口市と防府市、南は下松市と光市、東は岩国市と隣接しています。

本市の北部には中国山地の山々が連なり、南東部の八代地区は本州唯一のナベツルの渡来地として、昭和 30 年に八代村（現在の周南市大字八代）全域が特別天然記念物に指定されました。また市南部の島しょ部には瀬戸内海国立公園区域に指定されている「太華山」が立地し、市内の5地区が「やまぐちの棚田 20 選」に選定されるなど、美しい自然景観・自然環境を有しています。

一方、本市臨海部には全国有数の工業品出荷額を誇る周南コンビナート工場群が形成され、製造業の発展と併せて、周南コンビナートが醸し出す工業夜景は、魅力的な観光資源として地域に賑わいをもたらしています。

◆図表 2-1 本市の位置



（本市の面積 資料：「令和6年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」国土地理院技術資料）

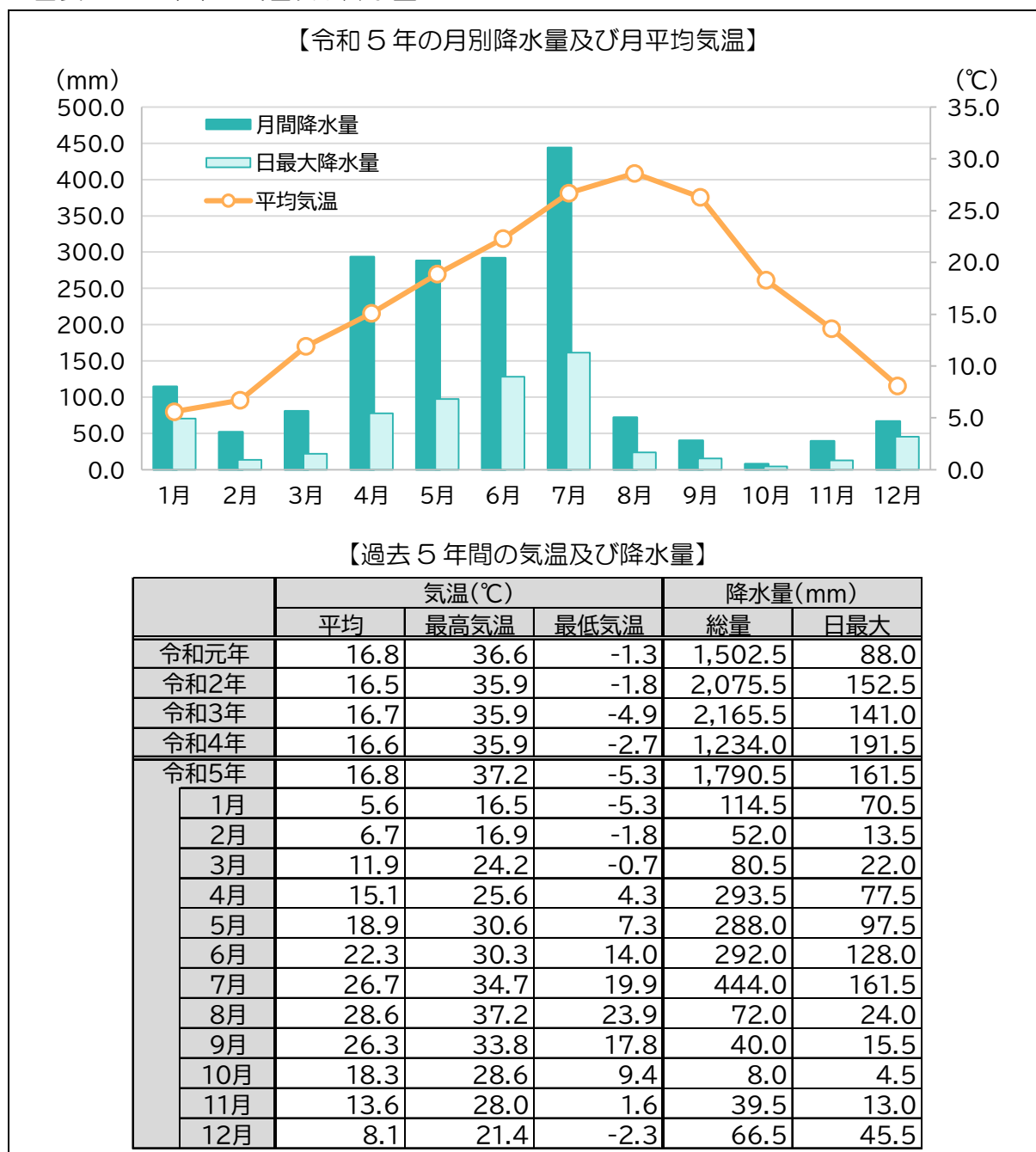
第2節 本市の主要指標

1 気候

本市の過去5年間の年間平均気温は16℃台であり、過去5年間の最低気温は令和5年に-5.3℃を記録し、最高気温も同年に37.2℃を記録しています。過去5年間の年間降水量は1,500～2,100mm程度で推移しており、令和5年は4～7月に降雨が多くなりました。

本市は温暖で雨の少ない瀬戸内海型の気候に属していますが、本市域中部に位置する周防山地を境に北側は内陸型の気候となり、山間部は冬季の寒さが厳しく、積雪があります。

◆図表 2-2 本市の気温及び降水量



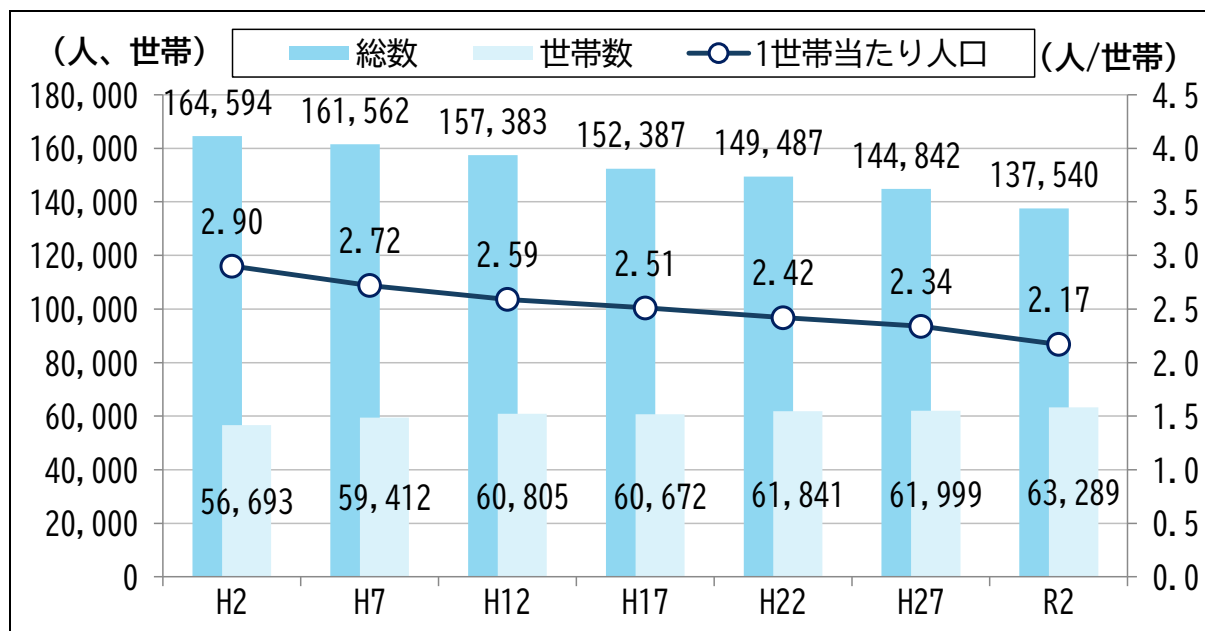
(資料：気象庁 HP (地点：下松))

2 人口及び世帯数

国勢調査によると、人口は減少傾向にあり、令和2年では137,540人と14万人を下回っています。世帯数は平成12年から平成17年にかけていったん減少に転じたものの、平成22年以降は再度増加しており、令和2年では63,289世帯となっています。

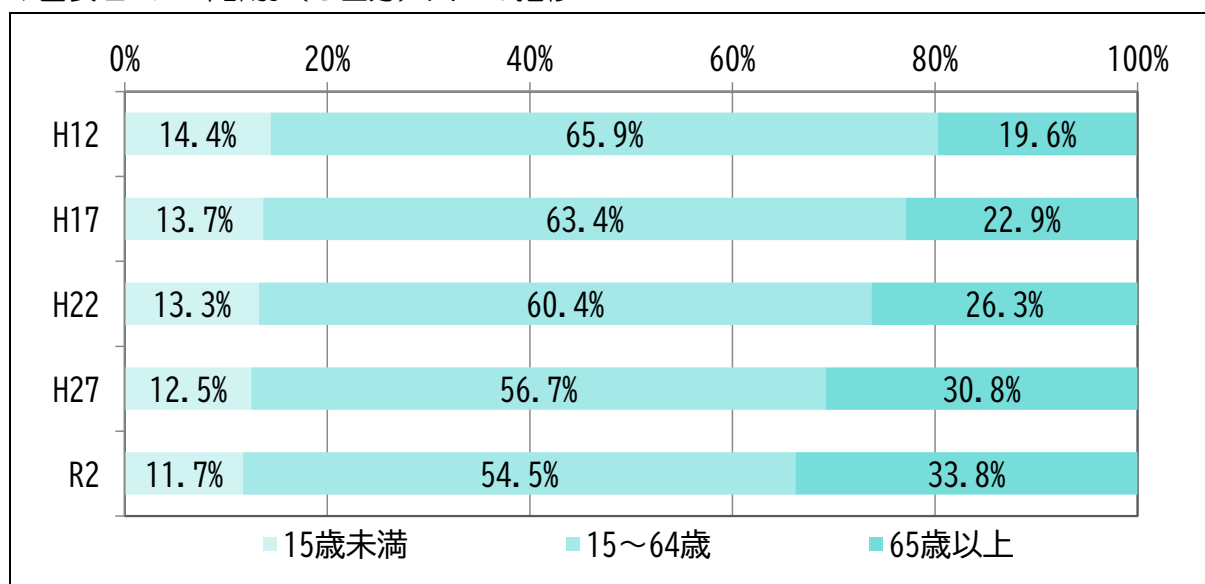
1世帯あたりの人口は減少傾向が続いていること、また、年齢別人口では65歳以上人口の比率が増加していることから、核家族化の進行と高齢者の単身世帯の増加が伺えます。

◆図表 2-3 人口及び世帯数の推移



(資料：国勢調査)

◆図表 2-4 年齢別（3区分）人口の推移



(資料：国勢調査)

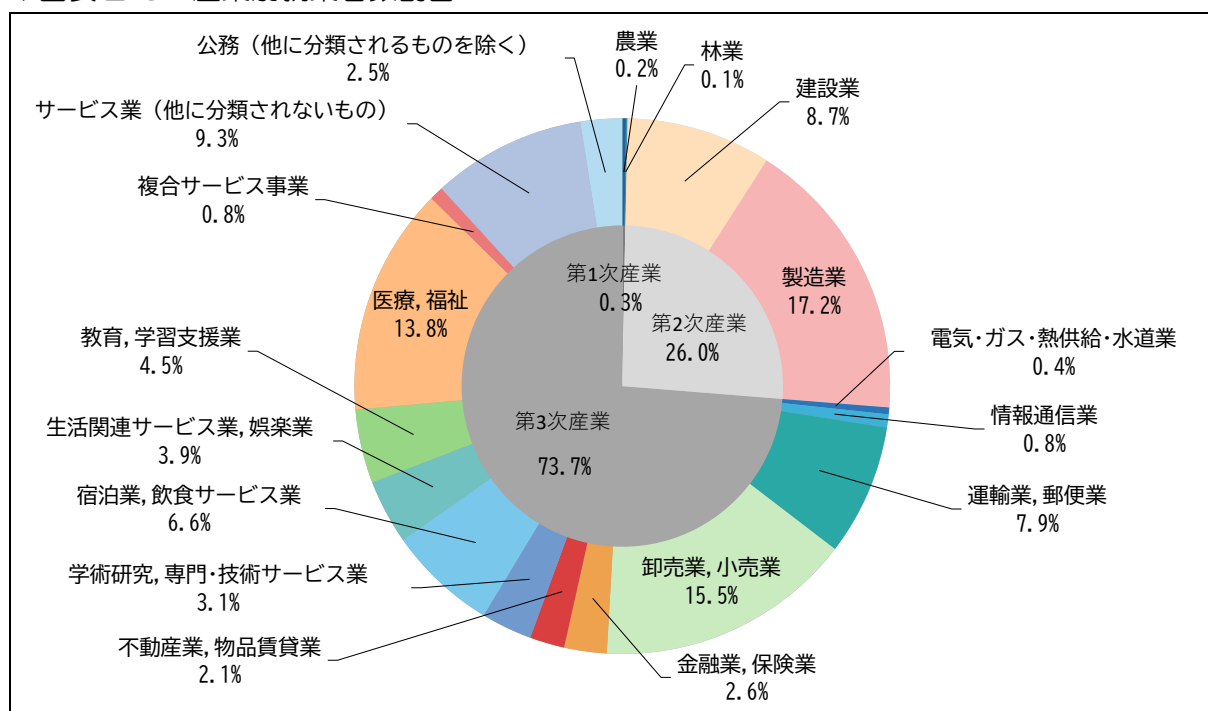
3 産業

本市の産業別就業者の割合を図表 2-5 に示します。

本市では第3次産業が 73.7%と最も多くを占め、次いで第2次産業が 26.0%、第1次産業はわずか 0.3%となっています。

本市では、臨海部に全国有数のコンビナートを形成し発展した石油・化学工業、鉄鋼業等の製造業が基幹的な産業となっています。一方、北の内陸部は中山間地域で農林業が主な産業となっています。

◆図表 2-5 産業別就業者数割合



(資料：令和3年経済センサス活動調査)

臨海部では、工業地帯を支える港として徳山下松港が本市、下松市、光市の3市に渡って整備されており、平成 23 年には国際拠点港湾の指定を受けるなど、物流の一大拠点としての役割を担っています。

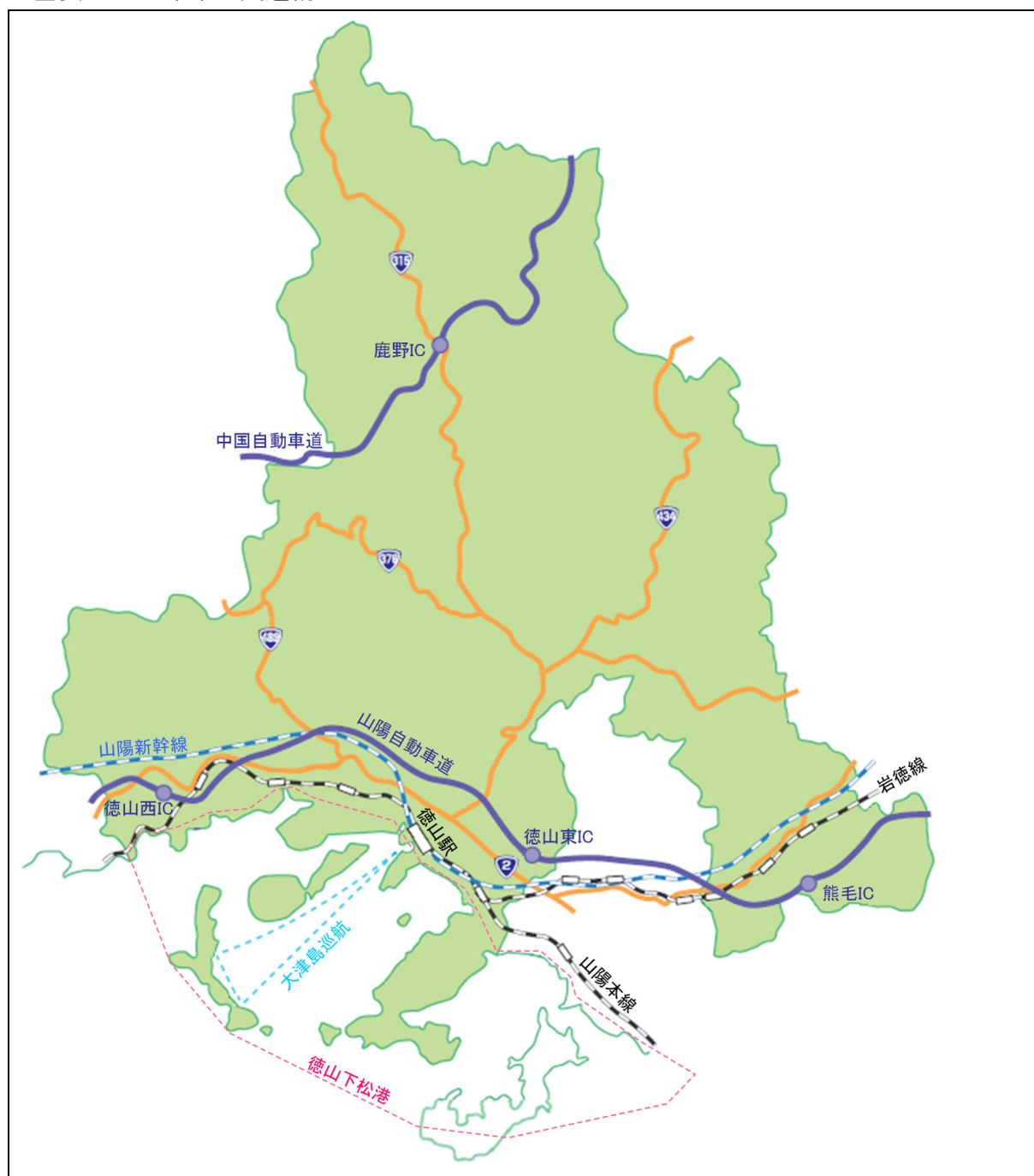
また、徳山下松港は、平成 15 年に総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）としても指定を受けており、生産活動や消費活動から排出される廃棄物等のリサイクル拠点となっています。市内においては、他市町村から発生したごみ焼却灰の一般廃棄物のセメント原料化等のリサイクル事業が積極的に行われています。

4 交通

沿岸部に沿って山陽自動車道、北部において中国自動車道が本市を東西に貫き、山陽自動車道に沿って国道2号が走り、そこから分岐する国道315号は山陽自動車道と中国自動車道を結んでいます。

一方鉄道については、沿岸部には山陽新幹線及び山陽本線が、山間部には徳山と岩国を結ぶ岩徳線が整備されており、まちの玄関口である徳山駅は、駅から徒歩圏内にあるフェリーターミナルと併せて交通の要衝となっています。

◆図表 2-6 本市の交通網



5 土地利用

本市の地目別民有地面積をみると、山林が概ね67.8%と最も多くを占め、次いで多いのは田の11.6%です。その他の地目はいずれも10%未満となっています。

◆図表 2-7 地目別民有地面積（令和4年1月1日）

単位：ha

総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
30,001	3,493	1,206	2,755	38	20,351	30	920	1,207
100.0%	11.6%	4.0%	9.2%	0.1%	67.8%	0.1%	3.1%	4.0%

※国及び地方公共団体の所有地、公用地または公共用地等の非課税地は含まれていない。

※端数処理のため、合計に誤差を生じる場合がある。

（資料：周南市統計書令和4年（2022年）版）

6 上水道

本市の令和4年上水道給水普及率は、行政区域内人口に対し92%、給水区域内人口に対し95%となっています。

◆図表 2-8 上水道給水普及状況

年度	行政区域		給水区域		給水人口		行政区域 普及率※1 (%)	給水区域 普及率※2 (%)
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口		
平成30年	68,088	143,113	65,751	138,653	61,443	129,857	91	94
令和元年	68,153	141,809	65,869	137,518	61,754	129,206	91	94
令和2年	68,206	140,392	65,990	136,275	61,981	128,315	91	94
令和3年	67,979	138,718	65,799	134,725	61,997	127,301	92	95
令和4年	67,959	137,248	65,849	133,423	62,240	126,365	92	95

※1 給水人口を行政区域の人口で除して100を乗じたものである。

※2 給水人口を給水区域の人口で除して100を乗じたものである。

（資料：周南市統計書令和4年（2022年）版）

7 下水道

本市の令和4年下水道普及率は、市街地面積に対し101.14%、行政区域内人口に対し88.54%となっています。

◆図表 2-9 下水道普及状況

年度	市街地区 域 (ha)	行政区域	排水区域	排水区域	処理区域	処理区域	面積の普及率 (%)		人口の普及率 (%)	
		人口	面積 (ha)	人口	面積 (ha)	人口	排水区域 市街地	処理区域 市街地	排水区域 行政区域	処理区域 行政区域
平成30年	3,028	143,113	3,050	124,162	3,050	124,162	100.73	100.73	86.76	86.76
令和元年	3,028	141,809	3,051	123,297	3,051	123,297	100.76	100.76	86.95	86.95
令和2年	3,028	140,392	3,056	122,276	3,056	122,276	100.92	100.92	87.10	87.10
令和3年	3,058	138,317	3,059	121,086	3,059	121,086	100.03	100.03	87.54	87.54
令和4年	3,058	137,248	3,093	121,523	3,093	121,523	101.14	101.14	88.54	88.54

（資料：周南市統計書令和4年（2022年）版）

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分

（１）現状

本市域から排出されるごみの分別区分は、合併前の旧2市2町の区域でそれぞれ異なっていましたが、平成22（2010）年11月に5種10分別に全市統一しました。

現在の分別区分は、「燃やせるごみ」、「資源物」、「燃やせないごみ」、「処理困難物」、「粗大ごみ」の5種で、さらに、資源物は、「古紙」、「衣類」、「びん・缶類」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「その他プラスチック」の6種類に細分化しています。

（２）課題

今後も引き続き、分別区分に基づく適切な分別がなされるよう様々な媒体で広く周知し、啓発を継続するとともに、分別ルールや収集日が守られていないごみには収集できない理由を記載した「違反シール」を貼り是正を促すなど、各種対策を講じていくものとします。

（３）市民の意識

第3次周南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定の基礎資料とするため、令和6年7月に市民のごみに対する意識についてアンケート調査を実施しました。

調査は市内に在住する18歳以上の市民（約11万7千人）の中から2,655人を無作為に抽出して行い、1,165人（43.9%）から回答がありました。

◆図表 3-1 ごみ分別区分

種類・分別区分		具体的品目	排出容器等	ごみ出し時の注意点
① 燃やせるごみ		台所から出る生ごみや食用油、再生できない紙類、布類、草・木類(少量)、はきもの類、かばん類、汚れの落ちないプラスチック類、ストーマ装具等	指定ごみ袋(緑) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	・生ごみは水気をよく切る。 ・シーツ類などの大きい布は、40cm角程度に裁断する。 ・指定ごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」。
② 資源物	古紙	雑がみ(紙箱、台紙、包装紙、紙袋、雑誌・本等)、新聞(折込チラシを含む)、ダンボール、紙バック	それぞれに分類し、ひもで十文字に束ねる。	・内側が銀色の紙バック、防水加工紙、カーボン紙、感熱紙(レシート)、圧着はがき、写真、シュレッダー紙、臭いや汚れの付いた紙は「燃やせるごみ」。
	衣類	古着として再使用できる衣類(ワイシャツ、スーツ、ズボン、スカート、和服、帯等)	ひもで十文字に束ねる。	・雨天の場合、次の収集日に出す。 ・汚れや破損により古着として利用できない衣類は「燃やせるごみ」。
	びん・缶類	商品(飲食物・化粧品)が入っていたびん、商品(飲食物のみ)が入っていたアルミ・スチール缶	中身が見える袋 (透明か半透明の袋)	・びんと缶(潰さない)は分けずに同じ袋で出す。ふたを外し、中身を出して、水洗いする。 ・汚れが落ちないびん、割れたガラス容器、耐熱ガラス、家庭用薬剤のびん・缶、塗料缶、カセットボンベ、スプレー缶は「処理困難物」。 ・一斗缶以上の大きさの缶は「燃やせないごみ」。
	ペットボトル	〈PET〉のマークがある飲料用・しょうゆ・酒類・めんつゆ等の容器	中身が見える袋 (透明か半透明の袋)	・キャップを外し、ラベルをはがし、中身を出し、水洗いして出す。
	容器包装プラスチック	〈プラ〉のマークがある以下のもの バック類、カップ類、ボトル類、トレイ類、袋・外装フィルムなど、ペットボトルのラベル・キャップ、チューブ類、発泡スチロール製緩衝材など	指定ごみ袋(黄) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	・中身を空にし、水ですすぐか紙でふき取るなどして目に見える汚れを落として出す。 ・家庭用薬剤(「まぜるな危険」と表示のある洗剤、除草剤、殺虫剤など)は処理困難物に出す。 ・汚れが取りにくいものは「燃やせるごみ」。
	その他プラスチック	バケツ、タッパー容器、CD・DVD、ポリ容器、プラスチックケース、クッション、まくら、ぬいぐるみ等	指定ごみ袋(黄) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	・ボールペンや洗濯ばさみなど金属が少量でも混入したものは「燃やせないごみ」。 ・クッション等は中身を出さない。 中身がビーズ・パイプの製品は「処理困難物」。
③ 燃やせないごみ		金属製品、塩化ビニル・ゴム製品、小型家電製品、複合製品(プラスチックや金属等を含む)	指定ごみ袋(青) 45ℓ、30ℓ、15ℓ	・刃物は「処理困難物」。 ・小型家電製品やおもちゃなどの乾電池は必ず外して「処理困難物」。取りはずせないものはそのまま「処理困難物」として出す。 ・灯油を使用するファンヒーターやストーブ、除湿器、冷風扇、ウォーターサーバーは、大きさにかかわらず「粗大ごみ」。
④ 処理困難物		収集作業や選別処理等に支障となるもの 中身がビーズ・パイプの製品、刃物類(包丁・はさみ・釘等)、ボンベ類、ライター類、乾電池類、ガラス・陶器類、蛍光灯類、水銀を使用した体温計や温度計、家庭菜園用の容器・フィルム類、「混ぜるな危険」の表示があるもの、塗料・オイル・シンナーなどの容器、長尺類、粉末類、粘液状類、工具・鉄塊類・レンガ類、在宅医療品、珪藻土マット	中身が見える袋 (透明か半透明の袋) 1回につき3袋まで	・刃物類は紙などで包むか缶などの金属製容器に入れふたをして、「刃物」と貼紙をして出す。 ・ボンベ類は完全に使い切り風通しの良い屋外で穴をあけて出す。ライター類、洗剤等の容器、塗料・オイル・シンナー等の容器は完全に使い切って出す。 ・充電式電池は家電小売店へ持ち込む。 ・ガラス・陶磁器類は紙などで包んで、「ガラス」「ワレモノ」などの貼紙をして出す。 ・蛍光灯は段ボール等で包み、他のものと分けて出す。 ・電子体温計は「燃やせないごみ」。 ・長尺類は分解せず束ねて出す。 ・注射器・注射針は排出できない。医療機関に相談する。
⑤ 粗大ごみ		指定ごみ袋(45ℓ)に入らないもの(自転車、ベッド、タンス、ソファ、物干し竿など)、灯油を使用する暖房器具(ファンヒーター、ストーブなど)	1回につき5点まで	・戸別収集(有料)を予約するか指定の施設へ自己搬入する。 ・灯油を使用するファンヒーター・ストーブ・燃料タンクや、フロンガスが漏れる可能性のある除湿器・冷風扇・ウォーターサーバーは大きさに関わらず「粗大ごみ」。
〔上記以外〕				
爆発・火災の原因となるもの、有害性のあるもの		廃油(オイル、燃料など)、発煙筒、ガスボンベ、ドラム缶、塗料の残り、注射器・注射針、農薬・毒劇物などの薬剤の残り及びその容器、石膏ボード	・市では収集も処理もしていない。 ・排出方法が分からない場合は、販売店や専門業者に相談する。	
収集または破砕の困難なもの		ピアノ、大型金庫、耐火金庫、電動車いす、電動カート、電動ベット、エンジン付き機械類(草刈り機など)		
宗教上の行為に伴うもの		仏壇、墓石、神具、位牌、骨壺など		
ごみとして扱わないもの		石(天然)、砂、土		
多量排出ごみ		引っ越しや庭木の剪定などで出た多量のごみ	指定の施設へ自己搬入するか、市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)へ依頼する。	
リサイクルルートがあるもの		自動車部品、タイヤ、バイク、バッテリー、充電式電池、廃FRP船、消火器	・リサイクルルートがある。販売店、小売店などで確認し、専門業者へ引き渡す。	
事業系ごみ		事業系ごみ	・市の一般廃棄物収集運搬業許可業者(有料)へ依頼する。	
〔その他〕				
家電リサイクル対象品		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	・家電リサイクル法に基づきリサイクルする。	
使用済小型家電		回収ボックスの投入口(40cm×20cm)に入るもの。 〈設置場所〉周南市役所本庁舎1回階段付近、新南陽総合支所、熊毛総合支所1階、鹿野総合支所玄関ロビー、リサイクルプラザベガス1階環境館	・個人情報情報は必ず消去すること。 ・取り外せる電池は取り外す。	
パソコン		宅配便による自宅回収であれば、パソコンのほか、プリンターやスキャナ等の周辺機器、その他小型家電も一緒に回収可能。 回収ボックスへの持ち込みは【使用済小型家電】の欄を参照。また、メーカーによる回収も行われている。	・宅配便による自宅回収：箱のサイズは3辺合計で140cm、重さは20kgまで。	

※具体的品目やごみ出し時の注意点は、代表的なものです。

(資料：「令和6年4月改訂 ごみ分別方法」周南市)

2 ごみの収集方法と収集形態

(1) 現状

本市域から排出されるごみは、平成 22 年 11 月から開始した分別区分の統一に併せ、収集頻度もおおむね統一を行い、行政サービスの公平化を図りました。

また、本市では家庭系ごみの排出において、「燃やせるごみ」、「容器包装プラスチック・その他プラスチック」、「燃やせないごみ」の3つの分別に指定袋制を導入しています。なお、本市の指定袋の料金は、指定袋の作成、保管及び配送に必要な費用が含まれているものであり、ごみの処理に要する費用は含まれていないことから、国の定義する「一般廃棄物処理の有料化」にはあたりません。

◆図表 3-2 ごみの収集方法と収集頻度等

種類・分別区分		収集方法(排出場所)	収集頻度	収集運搬体制
① 燃やせるごみ		ステーション方式	2回/週	委託
② 資源物	古紙		2回/月	直営・委託
	衣類			直営・委託
	びん・缶類			直営・委託
	ペットボトル			直営・委託
	容器包装プラスチック		1回/週	直営・委託
	その他プラスチック		1回/月	直営・委託
③ 燃やせないごみ				直営・委託
④ 処理困難物			委託	
⑤ 粗大ごみ		戸別（申し込み）	—	直営

※山間地域(和田、徳山)及び大津島はごみの排出量に応じて収集頻度を調整しており、収集頻度が異なります。

※上記収集方法のほか、分別区分や排出地域に応じた各施設への自己搬入も可能です。

(2) 課題

ごみの収集方法、収集頻度及び収集運搬体制等は現状の体制を継続していくものとします。今後、現在のごみ処理システムの見直しが必要となった際には、市民の利便性に配慮しつつ最適な収集体制を新たに構築する必要があります。

●収集運搬体制について

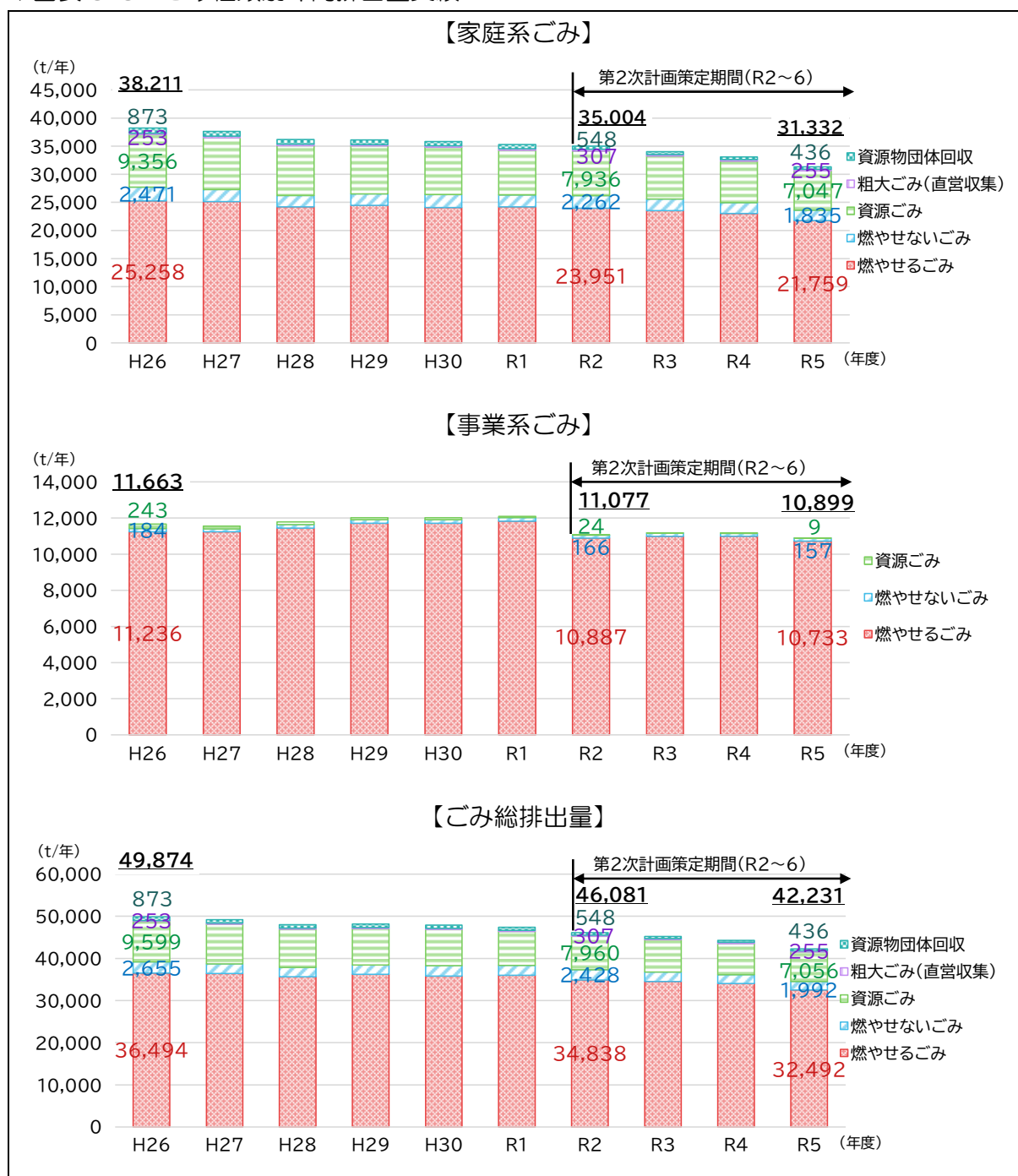
本市の家庭系ごみの収集運搬については、行政サービスの民間委託を推進するため、民間事業者へ委託をしています。一方で、非常時における行政責任の履行を担保し、市政に対する市民の安心・安全を確保するため、一部地域においては、市職員が直接収集を行う「直営収集」を維持していくものとします。

3 ごみ排出量の現状と課題

(1) 現状

本市における過去 10 年間の年間ごみ総排出量（資源物団体回収量を含む）は、人口減少に伴って減少傾向にあり、家庭系ごみも同様の傾向にあります。一方で、事業系ごみは令和元年度まではわずかに増加傾向にありましたが、令和 2 年度に減少し、以降は横ばい傾向となっています。この要因として新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

◆図表 3-3 ごみ種類別年間排出量実績

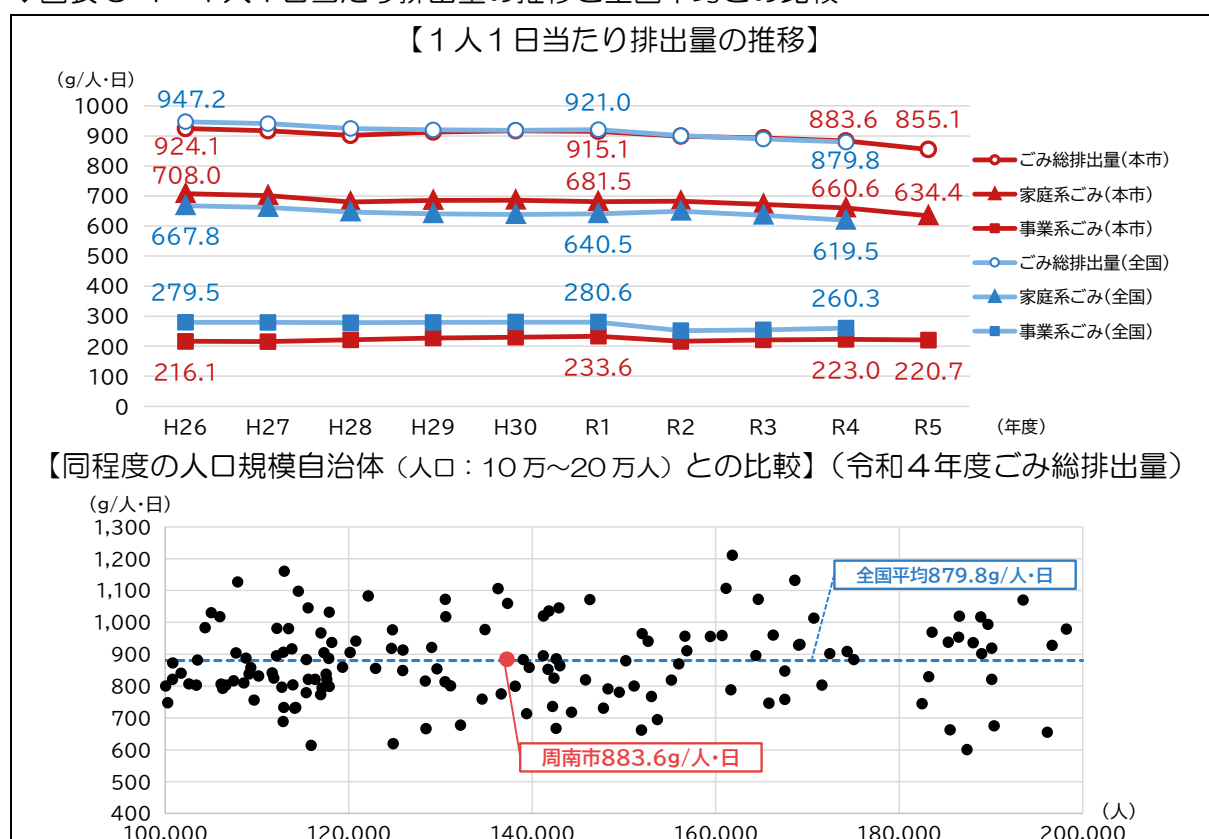


※燃やせるごみ：自己搬入の可燃性粗大ごみを含む。

※燃やせないごみ：自己搬入の不燃性粗大ごみを含む。

年間ごみ排出量を本市の市民1人1日当たりごみ排出量（以下、「1人1日当たり排出量」という。）に換算すると、図表 3-4 のとおりとなります。1人1日当たりごみ総排出量は、全国平均と比較すると同水準にあります。本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は減少傾向にあり、平成 26 年度から令和 5 年度にかけて、74 グラム程度減少しています。一方で事業系ごみは、令和 2 年度に減少したものの、全体的には微増傾向にあります。

◆図表 3-4 1人1日当たり排出量の推移と全国平均との比較



※全国や他自治体の数値は一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づくものであることから、全国や他自治体の最新の数値は令和 4 年度調査結果の数値となっています。

※ごみ総排出量及び家庭系ごみに資源物団体回収量を含みます。

※事業系ごみの排出量は事業活動に伴って増減するものであり、人口に直接起因するものではないことから、1日当たり排出量で算出します。ただし、他自治体や国等と排出実態の比較を行う際には1日当たり排出量での比較はできないため、本項目においては1人1日当たり排出量を算出しています。

（2）課題

本市の家庭系ごみ排出量は減少傾向を維持していますが、全国平均と比較すると 41 グラム程度多い状況にあります。一方、事業系ごみ排出量は全国平均と比較して排出量が少ないですが、全国平均が減少傾向であるところ、本市では微増傾向にあることから今後は全国平均を上回ることも懸念されます。以上のことから、ごみ総排出量の削減傾向を維持するためにも、今後ごみの発生・排出抑制、資源化促進を進めていくことが重要になってきます。

●1人1日当たり排出量（g/人・日）の計算方法

年間ごみ排出量（t/年）÷行政区域内人口（人）÷365（日）×10⁶

●1日当たり排出量（t/日）の計算方法

年間ごみ排出量（t/年）÷365（日）

4 再資源化の現状と課題

(1) 現状と課題

本市では、燃やせるごみ（可燃性残渣含む）を焼却することで発生する余熱を利用した発電を行い、焼却灰はセメント原料として再資源化を行っています。燃やせるごみ以外のごみは、選別施設で破碎や選別等を行い、製品原料やセメント原燃料等として再資源化を行っています。

マテリアルリサイクル及び焼却灰のセメント原料化、焼却施設での発電寄与量、サーマルリサイクルを含む年間再資源化量は令和5年度実績で12,781トンです。発電寄与量を除いたリサイクル率は25.1%となっており、本市のリサイクル率は全国平均（令和4年度実績）と比較して5.5%高い状況です。

本市の再資源化における課題として、全国平均を上回っているものの、近年は微減傾向にあり、燃やせるごみに混入している再資源化可能な古紙類の分別徹底を図るなど、一層の取り組みを行う必要があります。

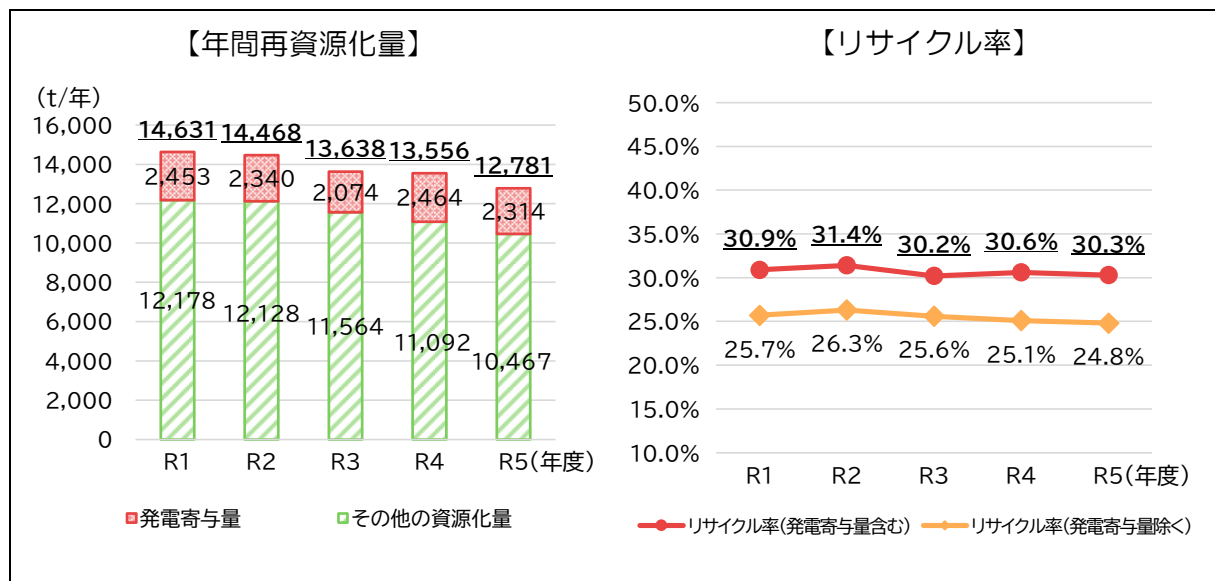
◆図表3-5 本市におけるリサイクルの方法等（主なもの）

ごみの種類	排出後のリサイクル方法等	区分※
燃やせるごみ （可燃性残渣含む）	焼却施設での余熱利用（発電・温水プール）	サーマル
	焼却灰のセメント原料化	マテリアル
古紙	紙の原料（雑誌、印刷用紙、ティッシュペーパー等）	マテリアル
金属（缶を含む）	金属原料	マテリアル
びん	ガラスびんの原料、断熱材、路盤材等	マテリアル
ペットボトル	繊維製品、ボトル製品等	マテリアル
衣類	古着、ウエス	マテリアル
容器包装プラスチック	プラスチック原料	マテリアル
	コークス炉化学原料化	ケミカル
その他プラスチック	セメント原燃料化	サーマル
乾電池、蛍光灯等	アルミ、ガラス、金属等の原料	マテリアル

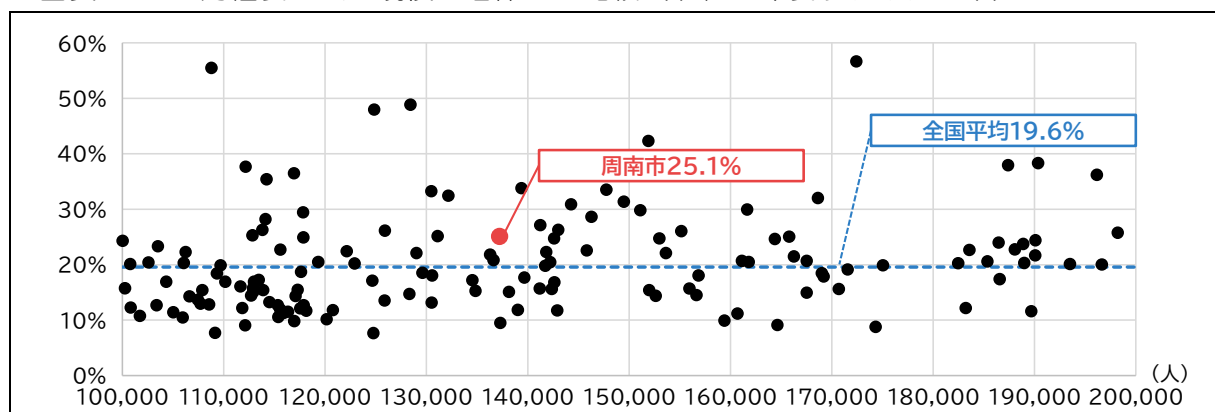
※リサイクルの区分について

区分	内容
マテリアルリサイクル	製品等の原料として再利用すること。「材料リサイクル」ともいう。
ケミカルリサイクル	化学反応により組成変換した後にリサイクルすること。主に廃プラスチックの油化・ガス化・コークス炉化学原料化などがある。
サーマルリサイクル	焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

◆図表3-6 再資源化における年間実績

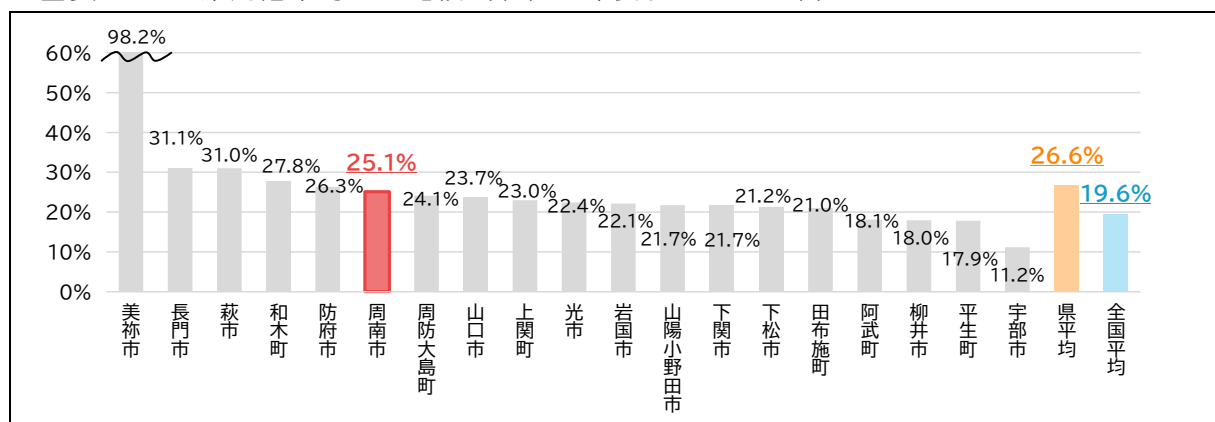


◆図表3-7 同程度の人口規模自治体との比較（令和4年度リサイクル率）



※同程度の人口規模自治体：人口10万～20万人の自治体（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）
※周南市リサイクル率：発電寄与量を除く

◆図表3-8 県内他市町との比較（令和4年度リサイクル率）



※美祿市では排出されるごみの多くがごみ燃料化施設にて固形燃料化されています。

※周南市リサイクル率：発電寄与量を除く

（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

5 最終処分の現状と課題

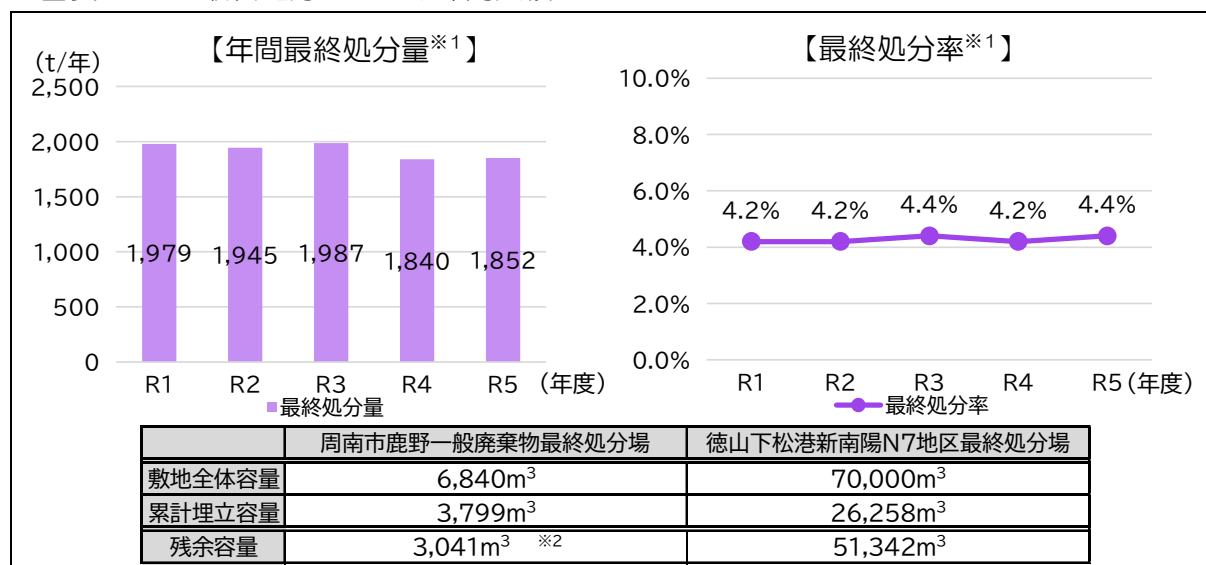
(1) 現状と課題

本市では、平成 30 年度末をもって周南市不燃物処分場での埋立を終了し、現在は周南市鹿野一般廃棄物最終処分場及び徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場の 2 施設において最終処分を行っています。

両施設での合計年間最終処分量は令和 5 年度実績で 1,852 トン年であり、最終処分率は 4.4%となっています。本市の最終処分率は全国平均（令和 4 年度実績）と比較して 4.2%低い状況となっていますが、微増傾向にあります。

最終処分場は基本的に一度埋立を行うと再び使用できなくなる使い切りの施設であることから、近年微増傾向にある最終処分率を抑制・低減するべく、埋立量を可能な限り削減する対策を講じることが必要です。さらに、安定的かつ継続的に最終処分を行うためには、後継となりうる最終処分場の調査・研究を行うことが必要です。

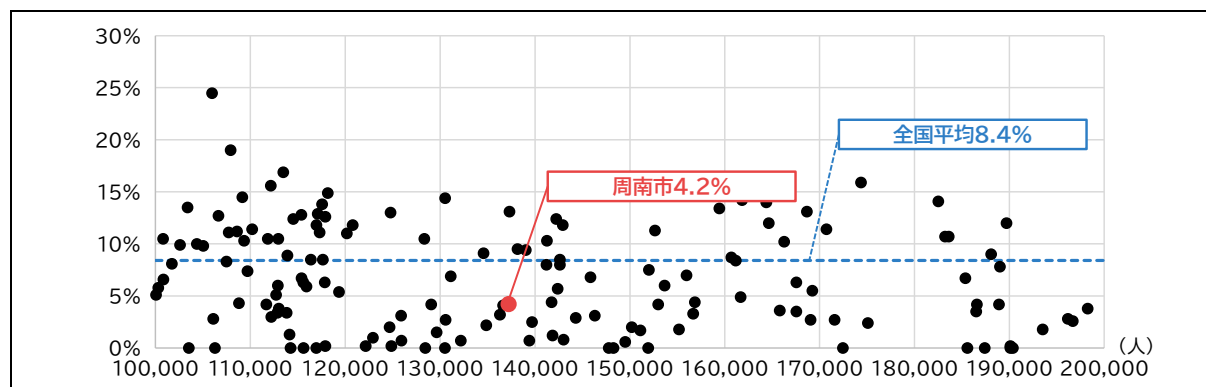
◆図表 3-9 最終処分における年間実績



※1 災害廃棄物を含みません。

※2 令和 5 年度時点での残余容量です。

◆図表 3-10 同程度の人口規模自治体との比較（令和 4 年度最終処分率）



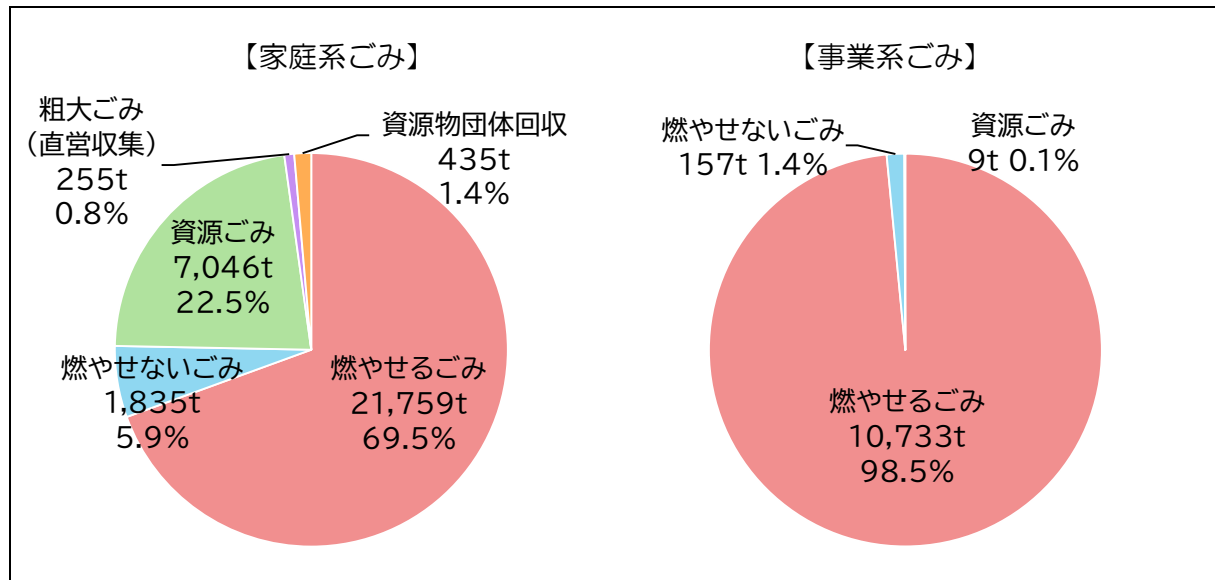
※同程度の人口規模自治体：人口 10 万～20 万人の自治体 （資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

6 ごみの性状

(1) 現状

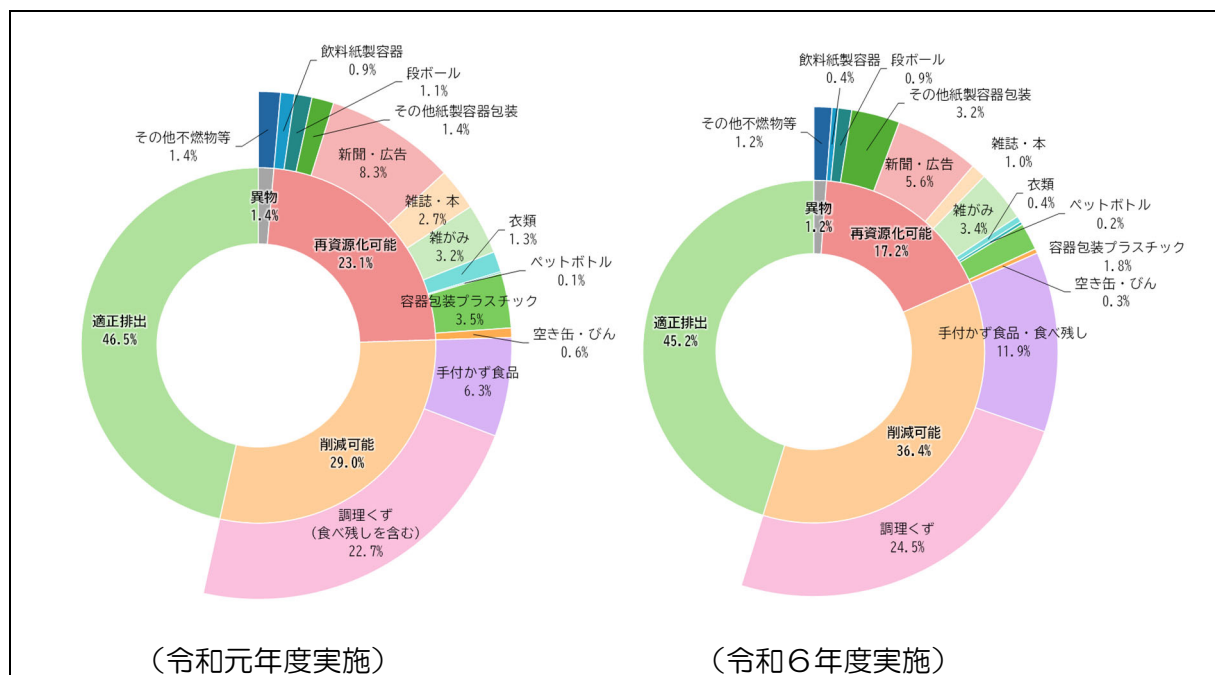
令和4年度における家庭系ごみ及び事業系ごみそれぞれの排出内訳は図表3-11のとおりです。どちらも燃やせるごみの占める割合が最も多く、家庭系ごみが69.5%、事業系ごみは98.5%となっています。

◆図表3-11 ごみ種類別割合の比較（令和4年度実績）



ここで、家庭系ごみのうちおよそ7割を占める燃やせるごみについて、ごみ組成調査を実施した結果を図表3-12に示します。

◆図表3-12 ごみ組成調査結果



（２）課題

令和元年度実施ごみ組成調査結果と令和６年度実施ごみ組成調査結果を比較した結果を、図表３-13に示します。

令和６年度調査では異物は減少したものの、削減可能なもの（手つかず食品・食べ残しなど）が７.４％増加し、適正排出（燃やすしかないごみ）が１.３％減少しました。再資源化可能なものは５.９％減少したものの、詳細な項目別でみると割合が増加しているものもあり、特に紙製容器包装については倍増している状況にあります。

また、令和元年度調査時から改善された項目についても、目標値に到達していない項目もあり（第３節数値目標 参照）、引き続き環境教育や意識啓発等を実施し、ごみの排出削減・再資源化を推進する必要があります。

◆図表３-13 第２次計画策定時のごみ組成調査との比較

分類	組成調査時期	既定計画策定時 令和元年７月	本計画策定時 令和６年５月	増減	評価
適正排出 （剪定枝、紙おむつ、煙草の吸殻等）		46.5%	45.2%	減少	△
再資源化可能（不適正排出） （古紙・衣類、容器包装プラスチック類、空き缶・びん）		23.1%	17.2%	減少	○
削減可能 （手つかず食品・食べ残し、調理くず）		29.0%	36.4%	増加	×
異物 （金属、陶器類・ガラス類等）		1.4%	1.2%	減少	○

7 ごみ処理経費

(1) 現状と課題

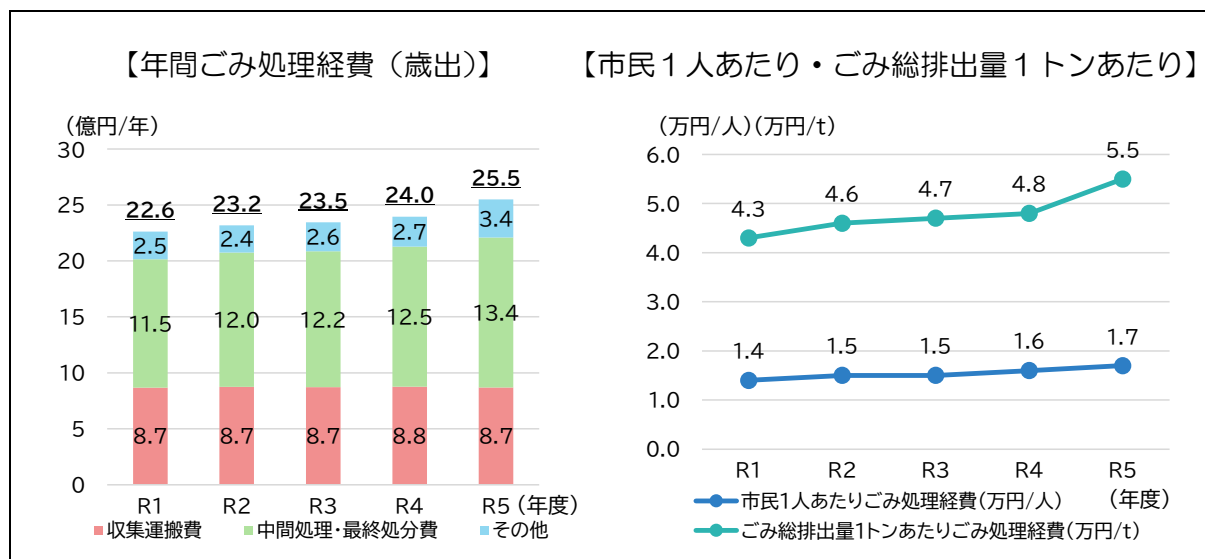
本市における年間ごみ処理経費（歳出）は、年間 22 億～24 億円程度を要しています。年間ごみ処理経費（歳出）から特定財源を引いた経費を用いて算出した市民 1 人あたりごみ処理経費は 1 万 4 千～1 万 7 千円程度、ごみ総排出量 1 トンあたりごみ処理経費は 4 万 3 千～5 万 5 千円程度であり、どちらも増加傾向で推移しています。

本市のごみ処理経費を県内他市町と比較すると、市民 1 人あたり、ごみ総排出量 1 トンあたりのいずれも高額となっています。

ごみ処理経費における課題として、本市では合併前の処理体制を継承しており、処理施設が重複していることなどから、ごみ処理経費が山口県内他市と比べ高額となっています。今後は燃やせるごみの処理統一などにより効率化を図ることで、ごみ処理経費の削減を見込むほか、ごみ処理経費削減のためには、ごみ処理量の削減を図っていくことも必要です。

なお、市民、事業者の負担のあり方については、ごみ排出量の増減も踏まえたうえで検討するものとします。

◆図表 3-14 ごみ処理経費



※左図：「処理及び維持管理費」+「組合分担金」+「その他」

年間ごみ処理経費（歳出）は、施設整備費等に係る経費を除く、収集運搬費、中間処理・最終処分費の直接処理費（施設維持管理費を含む）及び啓発等に係る経費の合計です（組合分担金含む）。

※右図：「処理及び維持管理費」+「組合分担金」+「その他」－「特定財源」

市民 1 人あたり・ごみ総排出量 1 トンあたり経費は、年間ごみ処理経費（歳出）から、資源物やごみ袋の売払額等（歳入）を引いた経費です。

（資料：「令和 4 年度のごみ量とごみ処理経費について」周南市 HP）

◆図表3-15 県内他市町のごみ処理経費（令和4年度実績）



（資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省）

第2節 基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、市の最上位計画と位置づけている『第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン 後期計画』において、将来の都市像を『人・自然・産業が織りなす 未来につなげる 安心自立都市 周南』とし、その実現に向けたまちづくりの方向のひとつとして、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）を協働で推進する循環型社会のまちづくり」を掲げています。

環境にやさしく快適なまちとするためには、ごみの発生・排出削減、再資源化、適正処理を進め、循環型社会を形成していくことが必要です。そのためには、本市が率先してさまざまな施策と目標を示すと同時に、行政・市民・事業者の各主体が、目的意識を持って行動し、協働・連携しながら取組みを行うことが重要です。

以上のことから、本計画の目標とする姿と基本理念は、次のとおりとします。

◆図表3-16 基本理念

目標とする姿	3R(リデュース、リユース、リサイクル)を協働で推進する循環型社会のまち
基本理念	①行政・市民・事業者それぞれが目的意識を持って行動し、着実に3R(リデュース・リユース・リサイクル)を進めます。
	②行政・市民・事業者が協働・連携し、相乗効果を発揮して循環型社会を形成します。
	③行政は、適正なごみ処理により、市民・事業者の安全・安心な生活環境を保全します。
※3R（スリーアール）	
リデュース（発生抑制）	物を大事に使ったりすることでごみを減らします。
リユース（再使用）	リターナブルびんなど、繰り返し使うことです。
リサイクル（再生利用）	分別して回収し、再び資源として利用することです。

2 施策の基本方針

本市において、目標とする姿の実現を目指し、今後取り組む施策の基本方針を、次のとおりとします。

- ①. 環境教育・啓発の推進
- ②. 3Rの推進と廃棄物の適正処理
- ③. 適正なごみ処理による快適環境の推進

◆図表3-17 施策の基本方針

①. 環境教育・啓発の推進

循環型社会を形成するには、その目的や意義などを理解することが必要です。また、具体的な取組みを進めるにあたっては、必要な情報を得て、実践方法を身に付けることが必要です。

市民・事業者が、循環型社会づくりに必要となる知識や意識を身に付けられるように、学習の場や情報発信の体制を整え、環境教育と啓発を推進します。

②. 3Rの推進と廃棄物の適正処理

これまで市民・事業者が実践してきた3Rに関する取組みは、ごみの減量・再資源化に一定の効果が現れています。

今後は、本市が率先して取組みの方法や効果を示し、引き続き取組みを実践するよう市民・事業者働きかけ、さらなる3Rの推進を図ります。

③. 適正なごみ処理による快適環境の推進

収集運搬から処理・処分まで一連のごみ処理の流れにおいて、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮しながら適正な行政サービスを提供する効率的なごみ処理システムの確立を目指します。

また、適正なごみ処理により市民の安全、安心な暮らし（快適環境）の保全に努めます。



SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている“2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。本計画では、SDGs との関係を示します。

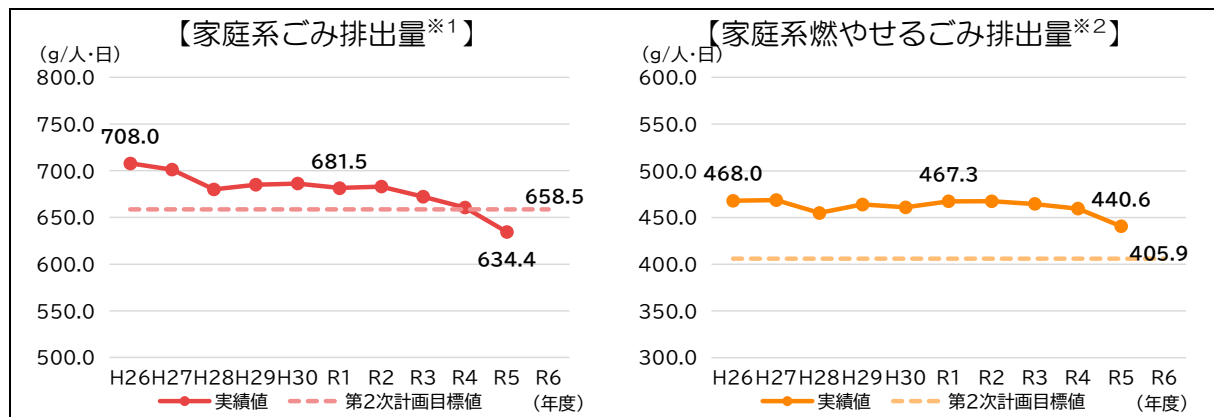
第3節 数値目標・指標

1 第2次計画における目標値と進捗状況

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出量における第2次計画目標値の、1人1日当たり排出量 658.5 グラムに対し、令和5年度時点の実績値は 634.4 グラムであり、目標値を達成しています。そのうち、燃やせるごみ排出量は目標値が 405.9 グラムであるのに対し、令和5年度時点の実績値は 440.6 グラムであり目標値を達成していません。

◆図表 3-18 家庭系ごみの第2次計画における目標値と進捗状況



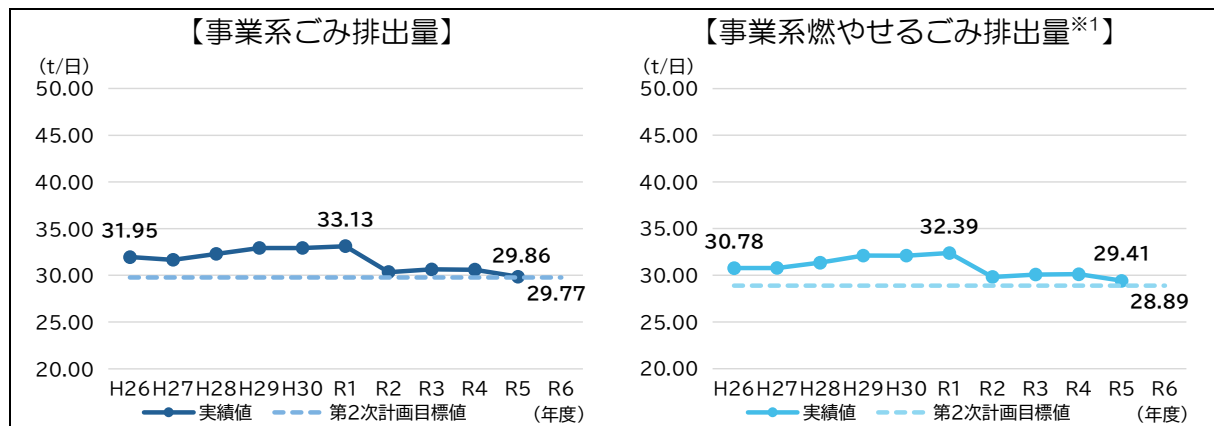
※1 資源物団体回収を含みます。

※2 自己搬入可燃性粗大ごみを含みます。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量における第2次計画目標値の、1日当たり排出量 29.77 トンに対し、令和5年度時点の実績値は 29.86 トンであり、目標値の達成まであとわずかです。そのうち、燃やせるごみ排出量は目標値が 28.89 トンであるのに対し、令和5年度時点の実績値は 29.41 トンで目標値の達成まであとわずかです。

◆図表 3-19 事業系ごみの第2次計画における目標値と進捗状況



※1 自己搬入可燃性粗大ごみを含みます。

（３）再資源化及び最終処分

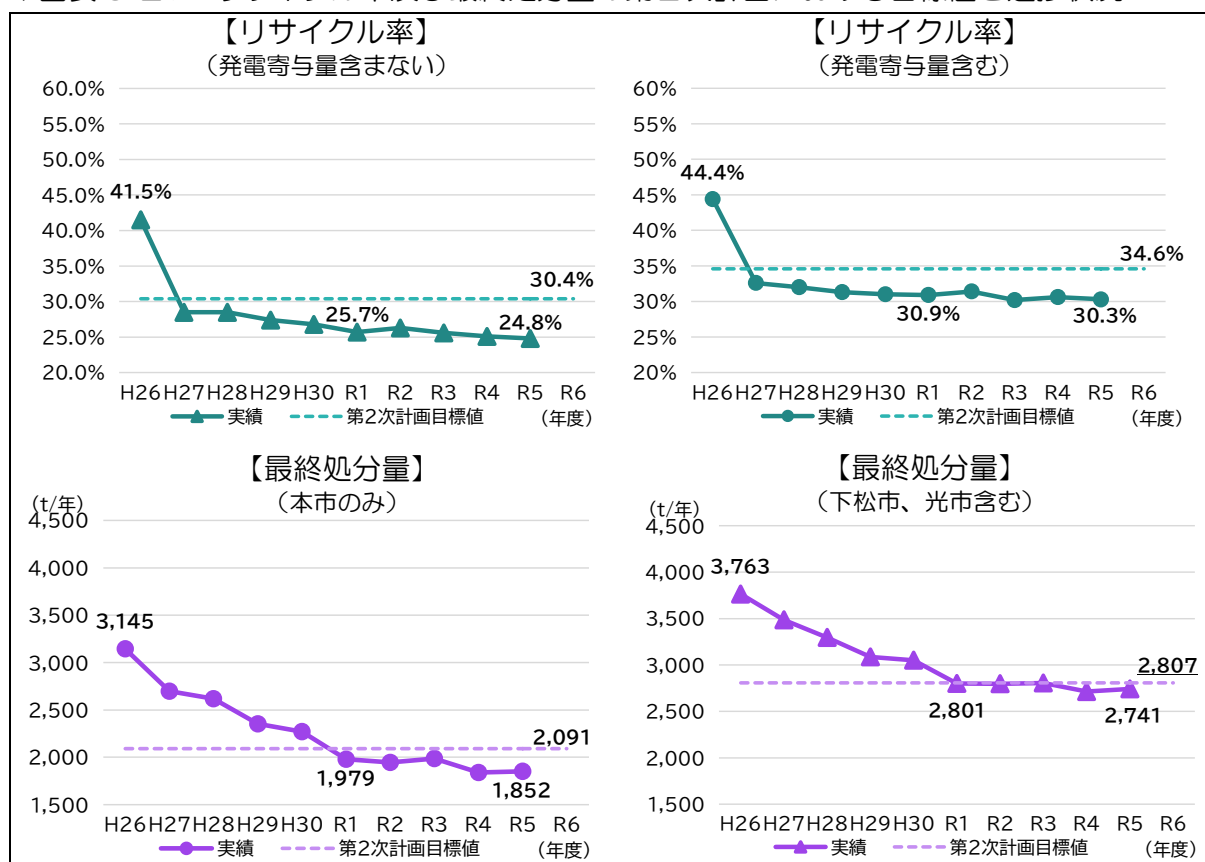
再資源化における第２次計画目標値は、焼却処分による発電寄与量を含めたリサイクル率を目標値としていましたが、本計画においては発電寄与量を除いたリサイクル率を目標値として設定します。

リサイクル率は第２次計画目標年度の令和６年度において 30.4%であるのに対し、令和５年度の実績値は 24.8%で微減傾向で推移しており、目標値の達成は難しい状況です。なお、平成 27 年度にリサイクル率が大きく減少している要因は、平成 26 年度末までごみ燃料化施設「フェニックス」において燃やせるごみを破碎・乾燥し、固形燃料（RDF：Refuse Derived Fuel）を製造していましたが、平成 26 年度末でフェニックスの稼働を停止したことによるものです。

最終処分量における第２次計画目標値は、恋路クリーンセンターにおいて焼却処理し、徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場にて埋立処分をしている下松市、光市分の主灰も合わせた目標値としていましたが、本計画においては本市のみの最終処分量を目標値として設定します。

最終処分量は、第２次計画目標年度の令和６年度において年間 2,091 トンであるのに対し、令和５年度の実績値は 1,852 トンであり、令和５年度時点で目標値を達成しています。

◆図表 3-20 リサイクル率及び最終処分量の第２次計画における目標値と進捗状況

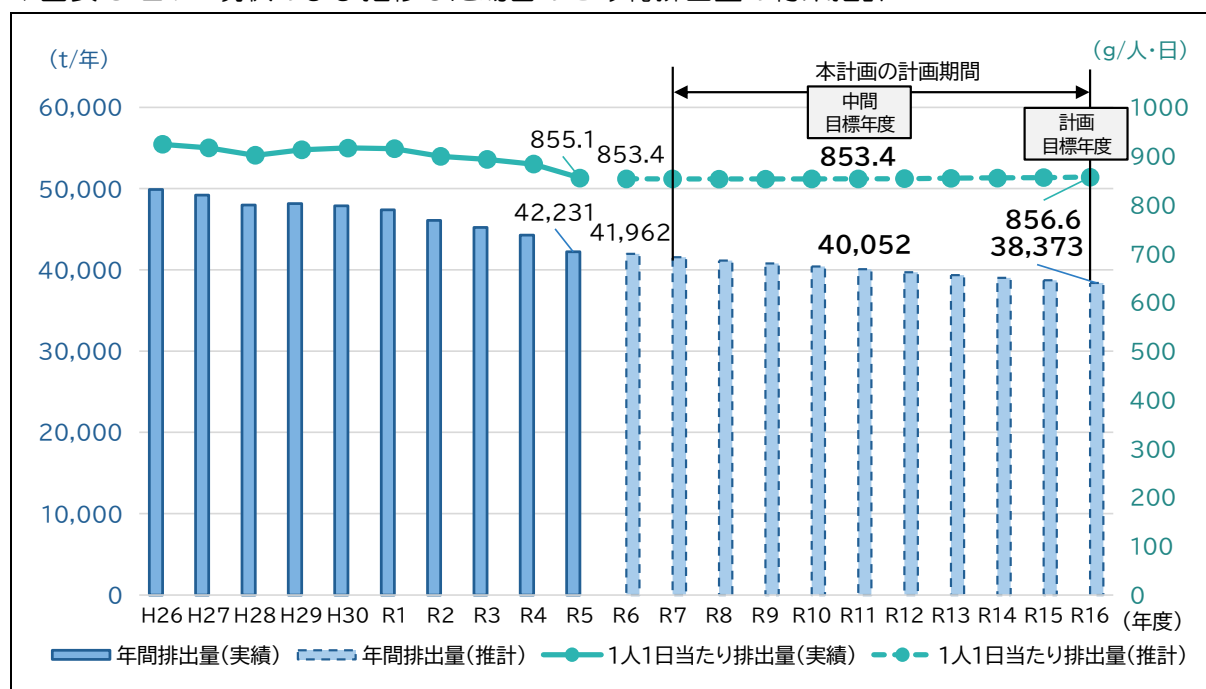


2 対策を講じなかった場合のごみの将来推計

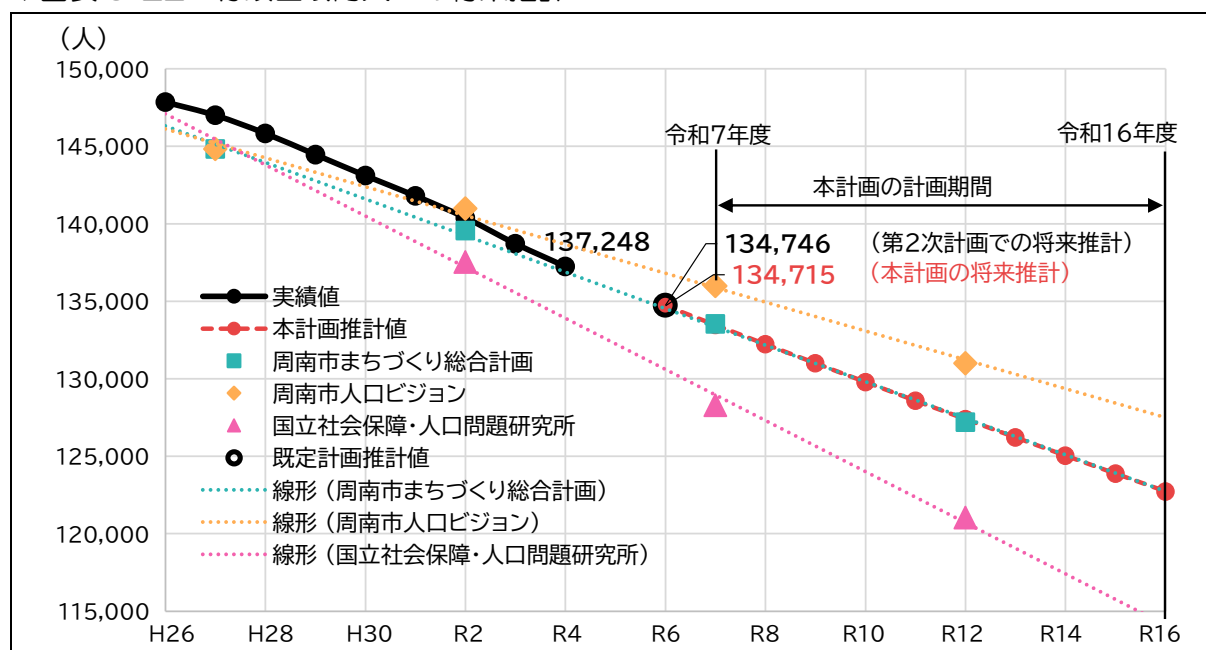
(1) ごみ総排出量（家庭系ごみ+団体回収による資源物+事業系ごみ）

近年の本市における年間ごみ総排出量は、人口の減少に伴って減少傾向にあります。一方で1人1日当たりごみ総排出量は第2次計画期間中は概ね横ばいの状況です。今後何も施策を講じなかった場合は、ごみ総排出量の減少は見込まれますが、1人1日当たりごみ総排出量は横ばいの状況が継続してしまう可能性があります。

◆図表 3-21 現状のまま推移した場合のごみ総排出量の将来推計



◆図表 3-22 行政区域内人口の将来推計



※行政区域内人口の将来推計推計方法は資料編参照。

3 指標の設定

(1) 家庭系燃やせるごみにおける指標

本市では、家庭系ごみのおよそ7割を家庭系燃やせるごみが占めています。また、家庭系燃やせるごみは第2次計画における目標値を達成できておらず、重点的に排出削減に取り組む必要があることから、本計画においては家庭系燃やせるごみに対し、ごみ組成調査の結果に基づいた「排出削減指標」と「再資源化指標」を設定します。

◆排出削減指標

令和6年度に実施したごみ組成調査によると、家庭系燃やせるごみとして排出される「調理くず」は家庭系燃やせるごみのおよそ4分の1と、非常に多くを占めている結果となりました。また「手つかず食品」「食べ残し」は、本来ごみとして排出されるべきものではありません。よって、次の各項目をターゲットとして、排出削減の指標値を設定します。

○水切りによる減量・・・調理くずを **10%削減**

生ごみの8割は水分であり、特に調理くずには多くの水分が含まれています。燃やせるごみの水分が多いと、焼却施設でゴミを燃やす際に水分を蒸発させるために余分な燃料を使用することになります。また、水分の蒸発にエネルギーが使用されるため、発電用のエネルギーが減少してしまいます。



本市の調理くずの1人1日当たり排出量は、第2次計画策定時に実施したごみ組成調査結果（令和元年度実施）によると104.6グラムであり、第2次計画ではこれを10%削減する目標を掲げていましたが、令和6年度実施ごみ組成調査結果では105.3グラムと増加している状況にあります。よって第2次計画の目標値を継続し、本計画において、調理くずの水切りを行うことで調理くずの10%削減を目指します。

○食品ロスの排出削減・・・手つかず食品を **25%削減**

手つかず食品・食べ残しなどの食品ロスの削減は、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されたことや、SDGsのターゲットのひとつにも掲げられるなど、世界的にも喫緊の課題となっています。本市の手つかず食品の1人1日当たり排出量は、令和元年度実施ごみ組成調査結果によると29グラムであり、第2次計画ではこれを50%削減する目標を掲げていましたが、令和6年度実施ごみ組成調査結果では31.0グラムと増加している状況にあります。よって本計画においては、手つかず食品の25%の削減を目指します。

○食品ロスの排出削減・・・食べ残しを **25%削減**

第2次計画において手つかず食品を50%削減する目標を掲げていましたが、令和6年度実施ごみ組成調査結果では増加している状況にあったことから、本計画においては、手つかず食品に加えて食べ残しについても25%の削減を目指します。



※第2次計画においては、食べ残しは調理くずとして計上をしていましたが、本計画においては排出削減目標のターゲットとして個別に整理することとします。

◆再資源化指標

家庭系燃やせるごみには、紙製容器包装や雑がみ、新聞・広告など、多くの紙資源がごみとして排出されている現状にあります。よって、次の各項目をターゲットとして、再資源化の指標値を設定します。

○紙製容器包装・雑がみ・・・20%再資源化

本市の燃やせるごみに含まれる紙製容器包装の1人1日当たり排出量は、令和元年度実施ごみ組成調査結果によると6.5グラムであり、第2次計画ではこれを10%削減する目標を掲げていましたが、令和6年度実施ごみ組成調査では13.8グラムと倍増している状況にあります。よって第2次計画の目標値を継続し、20%の再資源化を目指します。



雑がみは、第2次計画時と現在で排出量の変化がありませんが、第2次計画では20%の削減を目標としていました。よって本計画においても引き続き20%の再資源化を目指します。

○新聞・広告・・・30%再資源化

新聞・広告は、紙製容器包装や雑がみと比較して分別排出が容易であると言えます。

本市の燃やせるごみに含まれる新聞・広告の1人1日当たり排出量は、令和元年度実施ごみ組成調査結果によると38.3グラムであり、第2次計画ではこれを50%削減する目標を掲げていました。令和6年度実施ごみ組成調査では24.1グラムであり、排出量は減少しているものの、目標値は達成できていません。よって本計画においては30%の再資源化を目指します。



※紙製容器包装とは、商品の容器や包装のうち紙製のもので、ダンボールや飲料用紙製容器以外のものです。

※ざつ紙とは、紙製容器包装や新聞・広告、雑誌・本、ダンボール、紙パック等以外のリサイクル可能な紙の総称です。（例：紙袋、封筒、はがき、コピー用紙、メモ紙、台紙、トイレトペーパーの芯等）

（2）事業系ごみにおける指標

◆排出削減指標

○事業系燃やせるごみ・・・10%削減

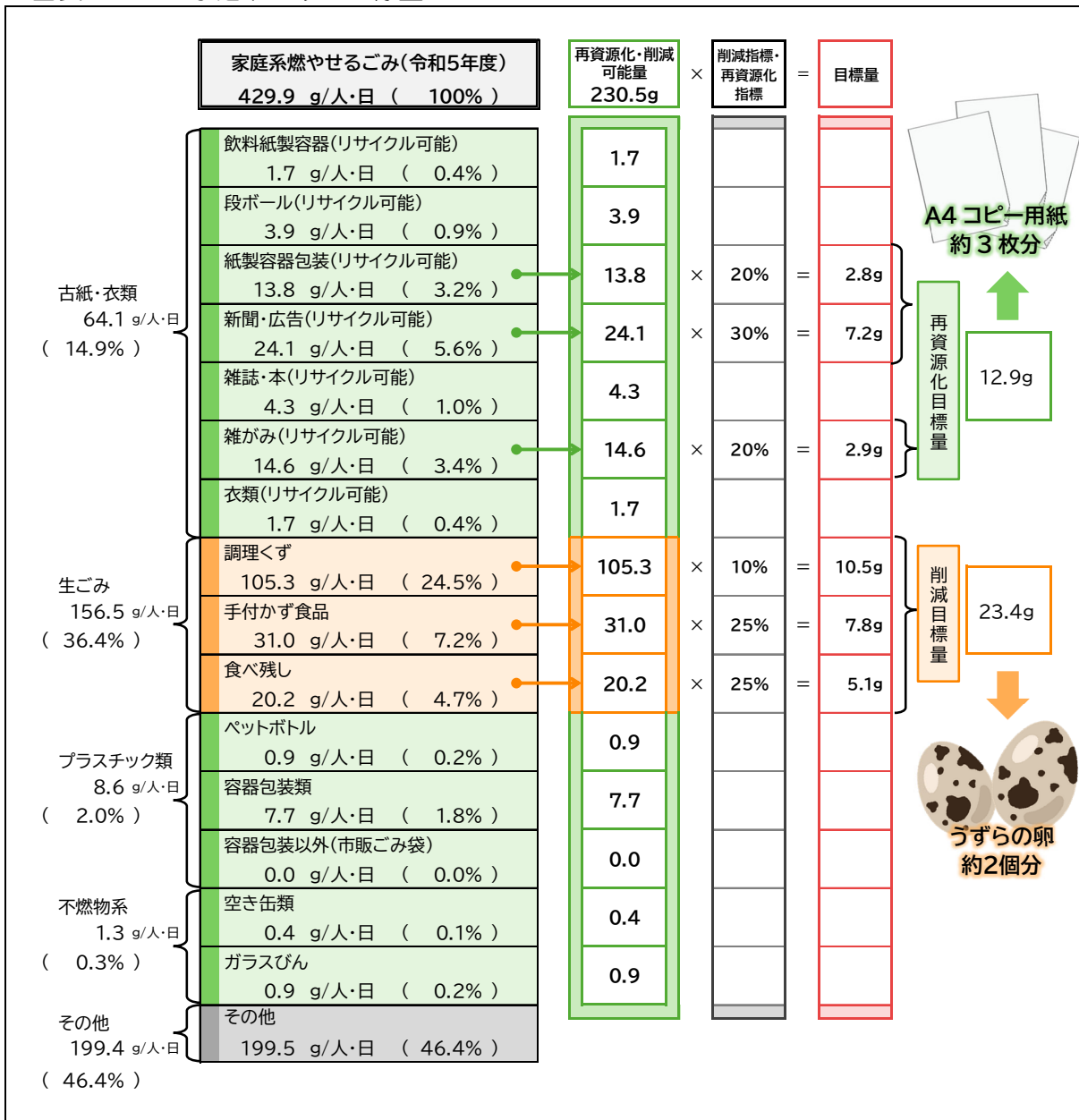
本市における事業系ごみは、第2次計画における目標値達成まであとわずかという状況にあります。また、本市における事業系ごみの98.5%は事業系燃やせるごみが占めていることから、本計画における目標値は事業系燃やせるごみを対象とします。

家庭系ごみと同様にOA紙などの古紙や生ごみ等の削減※を図るものとし、事業系燃やせるごみの10%削減を目指します。



※産業廃棄物（産業廃棄物：単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業をも含む広義の事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条第1号から第13号までに掲げる廃棄物をいう）を除きます。

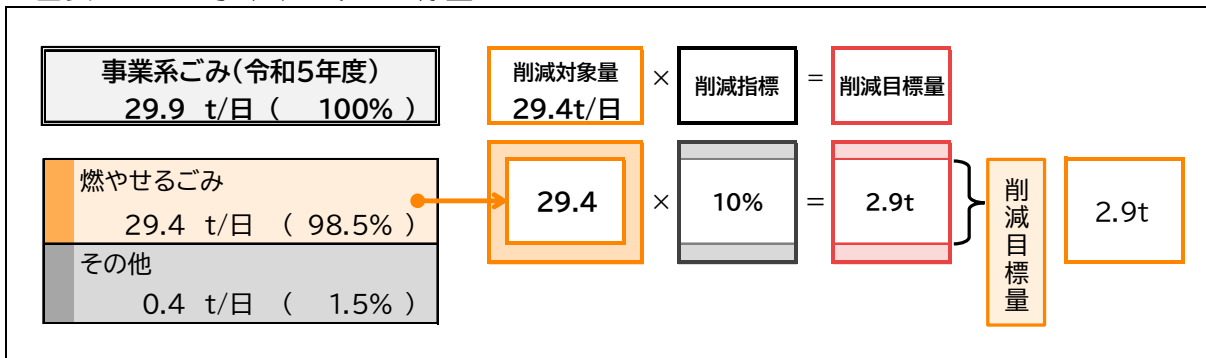
◆図表 3-23 家庭系ごみの目標量



※（ ）内は、家庭系燃やせるごみに対する割合です。

※家庭系燃やせるごみ 429.9 g / 人・日には、自己搬入可燃性粗大ごみは含まれていません。

◆図表 3-24 事業系ごみの目標量



※（ ）内は、事業系ごみに対する割合です。

(参考1) 令和6年度実施ごみ組成調査結果

大分類	中分類	小分類	区分	割合
可燃物系	紙製容器包装	飲料紙製容器(リサイクル可能)	再資源化可能	0.4%
		段ボール(リサイクル可能)	再資源化可能	0.9%
		紙製容器包装(リサイクル可能)	再資源化可能	3.2%
		飲料紙製容器(焼却対象)	適正排出	0.4%
		紙製容器包装(焼却対象)※汚れた紙製容器包装	適正排出	1.2%
	紙製容器包装以外の紙類	新聞・広告(リサイクル可能)	再資源化可能	5.6%
		雑誌・本(リサイクル可能)	再資源化可能	1.0%
		雑がみ(リサイクル可能)	再資源化可能	3.4%
		新聞・広告(焼却対象)※汚れているもの	適正排出	3.8%
		雑がみ(焼却対象)※汚れているもの、感熱紙など	適正排出	12.5%
	紙おむつ	紙おむつ	適正排出	9.8%
	衣類	衣類(リサイクル可能)	再資源化可能	0.4%
		衣類(焼却対象)※汚れているもの	適正排出	1.6%
	布類	布類(焼却対象)	適正排出	1.7%
	生ごみ	調理くず	削減可能	24.5%
		手付かず食品	削減可能	7.2%
		食べ残し	削減可能	4.7%
	木・竹・わら類	剪定枝、草、花など	適正排出	3.0%
	その他(可燃物)	上記以外の可燃物類(煙草の吸殻、髪の毛 ほか)	適正排出	5.7%
不燃物系	プラスチック類	ペットボトル	再資源化可能	0.2%
		容器包装類	再資源化可能	1.8%
		(容器包装類のうちレジ袋)	—	(0.6%)
		容器包装類(汚れたもの)	適正排出	4.6%
		容器包装以外(市販ごみ袋)	再資源化可能	0.0%
		容器包装以外(市指定ごみ袋)	適正排出	0.9%
		容器包装以外(プラスチック製品)	異物	0.7%
		容器包装以外(中身がプラスチック製品のクッション等)	異物	0.0%
	金属類	空き缶類	再資源化可能	0.1%
		鉄パイプなど金属類全般	異物	0.3%
	処理困難物① (ガラス・陶磁器類)	ガラスびん	再資源化可能	0.2%
		びん類以外のガラス類全般	異物	0.0%
	処理困難物② (ガラス・陶磁器類を除く)	電池類、刃物、蛍光灯、水銀温度計、体温計、灰、ビデオテープ、ライター、保冷剤、石灰系乾燥材、薬剤容器(洗剤、除草剤、殺虫剤)、ほか	異物	0.1%
	その他(不燃物)	上記以外の不燃物類(シリカゲル系乾燥剤、カイロほか)	異物	0.1%
調査ごみ合計				100%

※端数処理の関係上、若干の誤差を含みます。

(参考2) リサイクルに不適であるため、燃やせるごみへの排出が適正であるもの(焼却対象)の判断基準例

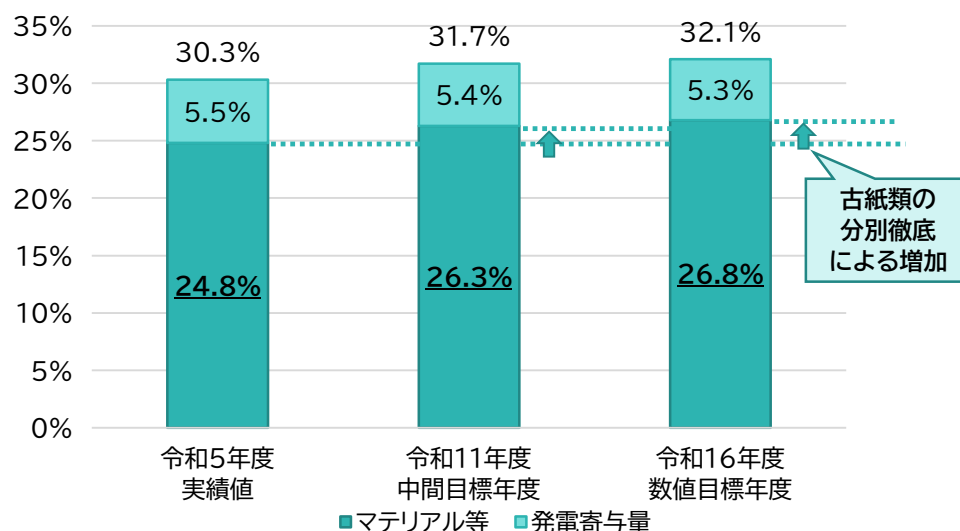
飲料紙製容器包装	汚れがついたまま排出されたもの。内側に防水加工が施されたもの。
紙製容器包装	汚れや粘着物、匂い(洗剤・石鹸等)がついているもの。
新聞・広告	生ごみ等を包んで排出されたもの。
雑がみ	汚れや粘着物、匂い(洗剤・石鹸等)がついているもの。感熱紙やカーボン紙、圧着はがき、写真、シュレッダー紙等。
衣類	古着として再利用できないもの(汚れているものや、下着・靴下等)
容器包装類	汚れがついたまま排出されたもの。

4 目標値の設定・見直し

(1) リサイクル率における目標値

○リサイクル率・・・**31.7%以上達成**（中間目標年度において）

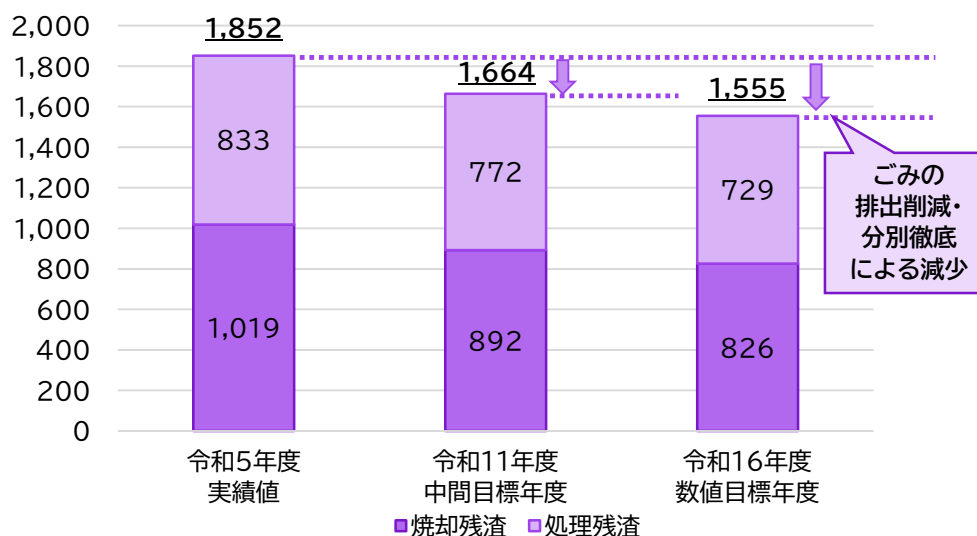
家庭系燃やせるごみに含まれている「紙製容器包装・雑がみ」及び「新聞・広告」等、古紙類を分別徹底することで、リサイクル率を令和 11 年度の中間目標年度において 31.7% 以上とします。（令和 5 年度実績 30.3% に対し、1.4% 増加。）



(2) 最終処分量における目標値

○最終処分量・・・**1,664 トン以下達成**（中間目標年度において）

ごみの分別徹底や排出削減により、年間最終処分量を令和 11 年度の中間目標年度において 1,664 トン以下とします。（令和 5 年度実績 1,852 トンに対し、188 トン減少。）



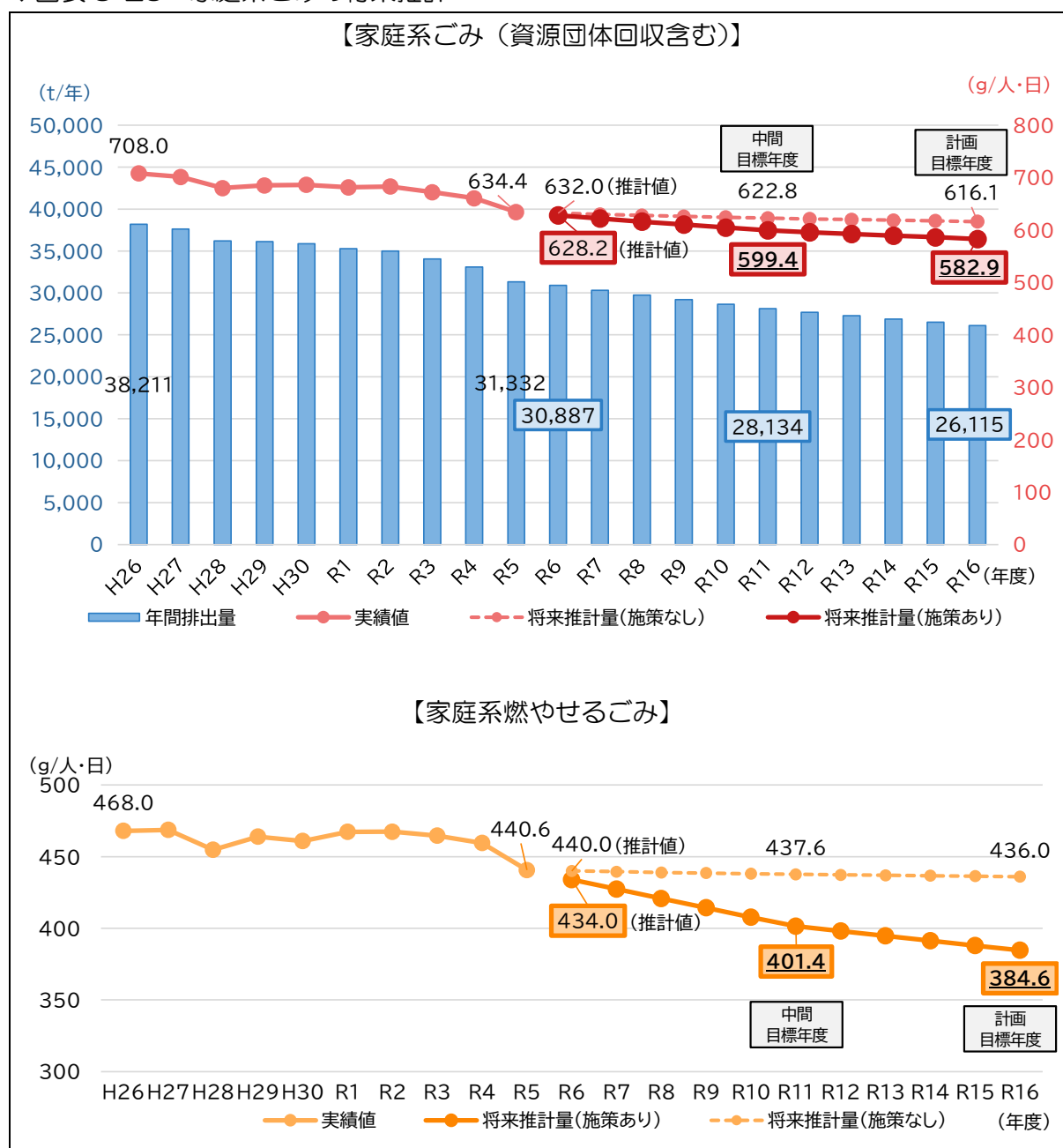
5 施策を講じた場合のごみの将来推計

(1) 施策を講じた場合の家庭系ごみ将来推計

家庭系ごみ（資源団体回収含む）における削減指標と再資源化指標を達成した場合の将来推計は、中間目標年度（令和 11 年度）において 1 人 1 日当たり排出量が 599.4 グラム、計画目標年度（令和 16 年度）において 582.9 グラムとなります。

同様に、家庭系燃やせるごみの将来推計は中間目標年度において 1 人 1 日当たり排出量が 401.4 グラム、計画目標年度において 384.6 グラムとなります。

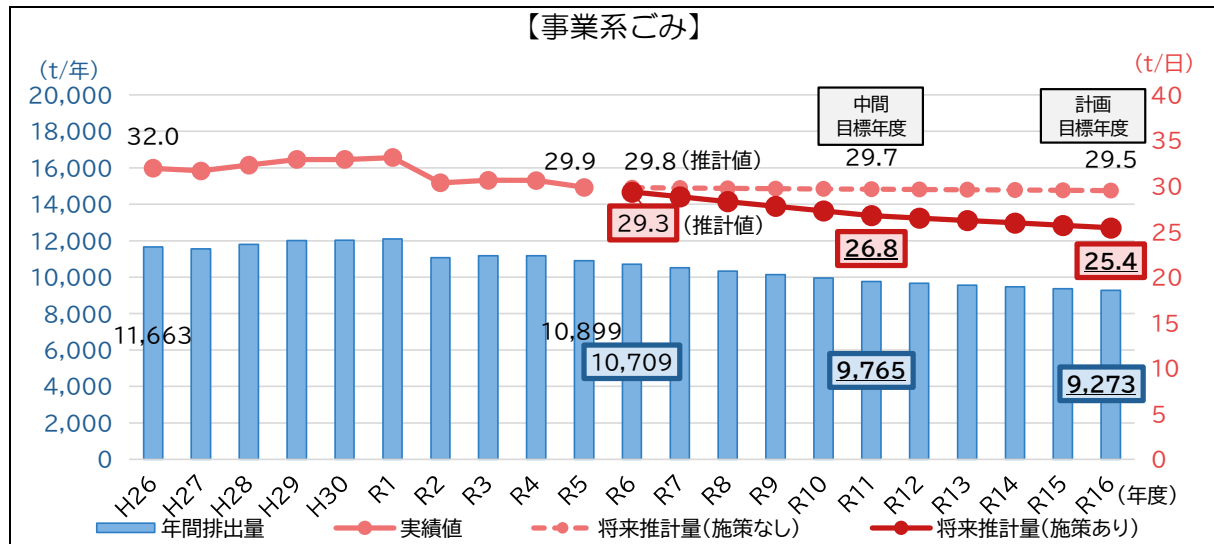
◆図表 3-25 家庭系ごみの将来推計



（２）施策を講じた場合の事業系ごみ将来推計

事業系ごみにおける削減目標を達成した場合の将来推計は、中間目標年度において１日当たり排出量が 26.8 トン、計画目標年度において 25.4 トンとなります。

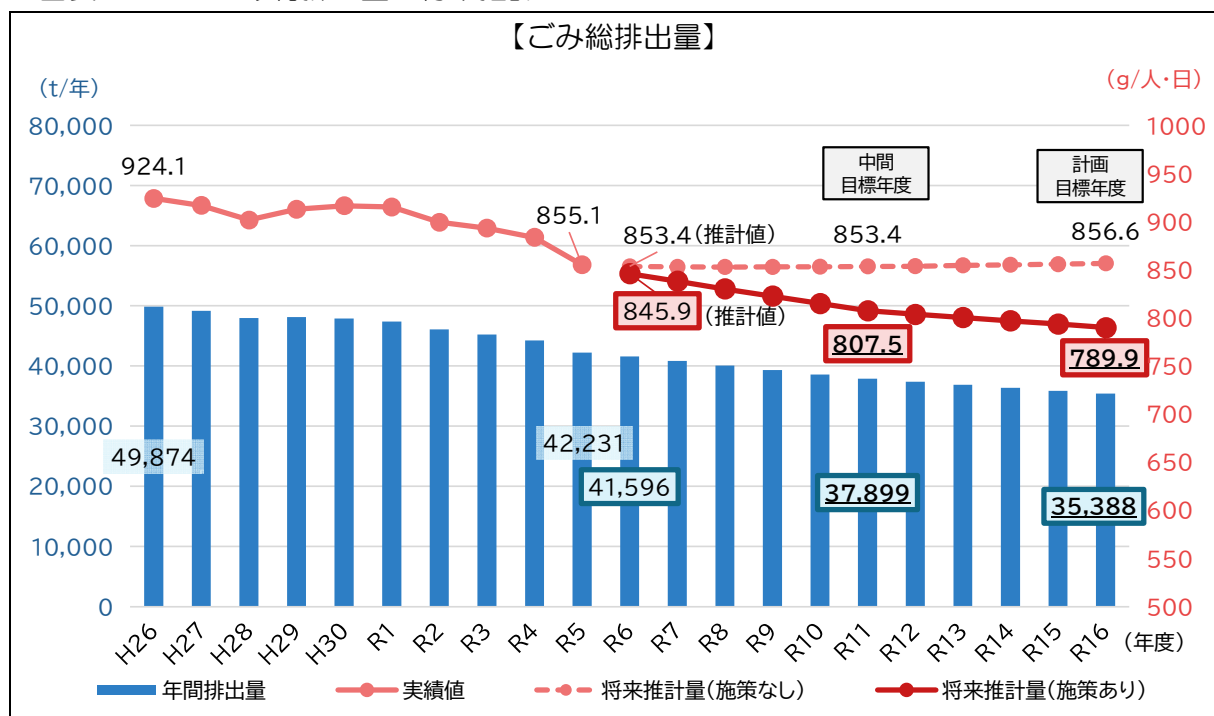
◆図表 3-26 事業系ごみの将来推計



（３）施策を講じた場合のごみ総排出量将来推計

家庭系ごみ及び事業系ごみにおける目標を達成した場合のごみ総排出量の将来推計は、中間目標年度において１人１日当たり排出量が 807.5 グラム、計画目標年度において 789.9 グラムとなります。年間ごみ総排出量は、中間目標年度において 37,899 トン、計画目標年度において 35,388 トンとなります。

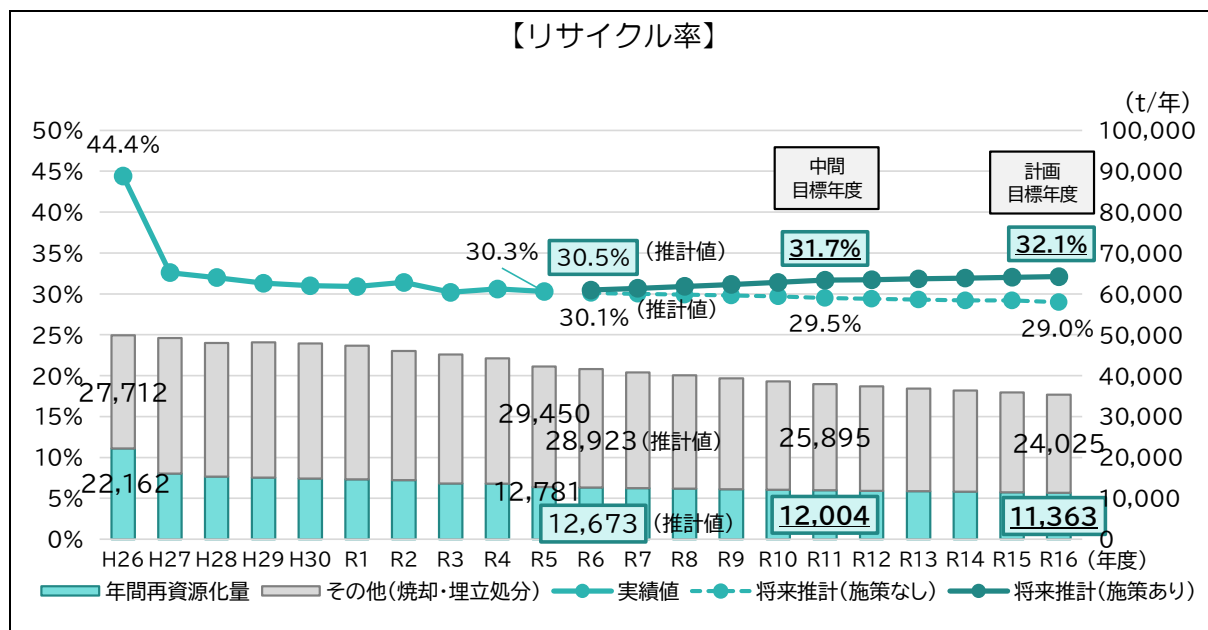
◆図表 3-27 ごみ総排出量の将来推計



(4) 施策を講じた場合のリサイクル率の将来推計

家庭系燃やせるごみにおける再資源化指標を達成した場合のリサイクル率の将来推計は、中間目標年度において31.7%、計画目標年度において32.1%となります。

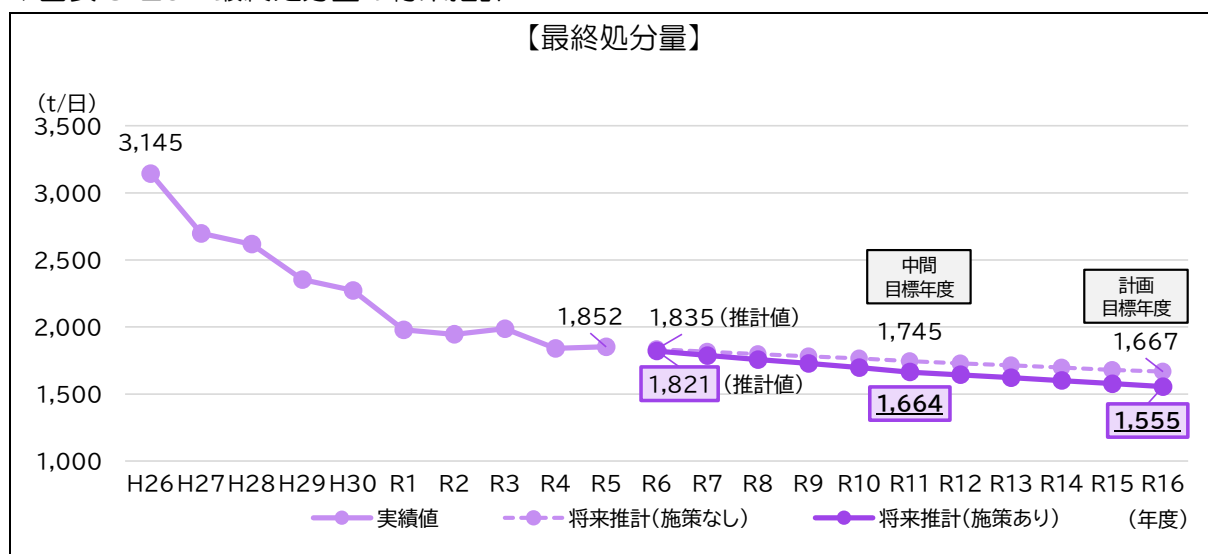
◆図表 3-28 リサイクル率の将来推計



(5) 施策を講じた場合の最終処分量の将来推計

家庭系ごみ及び事業系ごみにおける目標を達成した場合の最終処分量の将来推計は、中間目標年度において年間 1,664 トン、計画目標年度において年間 1,555 トンとなります。

◆図表 3-29 最終処分量の将来推計



（６）国・県の目標値

山口県及び国の目標値は図表 3-30～3-33 に示すとおりです。国においては、令和6年8月2日に新たに第 5 次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、「1 人 1 日当たりごみ焼却量」を新たな指標として目標に掲げています。また、廃棄物処理施設整備計画においてはリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）を目標に掲げ、廃棄物処理法に基づく基本方針においては、加えて1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量と最終処分量の指標を目標として掲げています。

山口県においては、山口県循環型社会形成推進基本計画（第 4 次計画）において、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量とリサイクル率において目標が掲げられています。

◆図表 3-30 第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

	目標年度	目標値
1人1日当たり ごみ焼却量	令和12年度	約580g

◆図表 3-31 廃棄物処理法に基づく基本方針（令和5年6月30日閣議決定）

	目標年度	目標値
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	令和7年度	約440g
リサイクル率 (一般廃棄物の出口側 の循環利用率)	令和9年度	約28%
最終処分量 (平成24年度比)	令和7年度	約31%削減

※図表 3-31 に示す家庭系ごみ排出量には、資源ごみ及び資源物団体回収量は含まれません。なお、本計画内の家庭系ごみは、資源ごみ及び資源物団体回収量を含みます。

※一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

◆図表 3-32 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）

	目標年度	目標値
リサイクル率 (一般廃棄物の出口側 の循環利用率)	令和9年度	約28%

※一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

◆図表 3-33 山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）（令和3年3月改訂）

	目標年度	目標値
1人1日平均 家庭系ごみ排出量	令和7年度	460g
リサイクル率	令和7年度	35%

※図表 3-33 に示す家庭系ごみ排出量には、資源ごみ及び資源物団体回収量は含まれません。なお、本計画内の家庭系ごみは、資源ごみ及び資源物団体回収量を含みます。

第4節 計画の進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、ごみの処理状況を取りまとめ、公表します。

計画の進行管理のための指標は以下に示すとおりとします。目標値に対する進捗率などは毎年確認し、計画の進行状況を把握します。

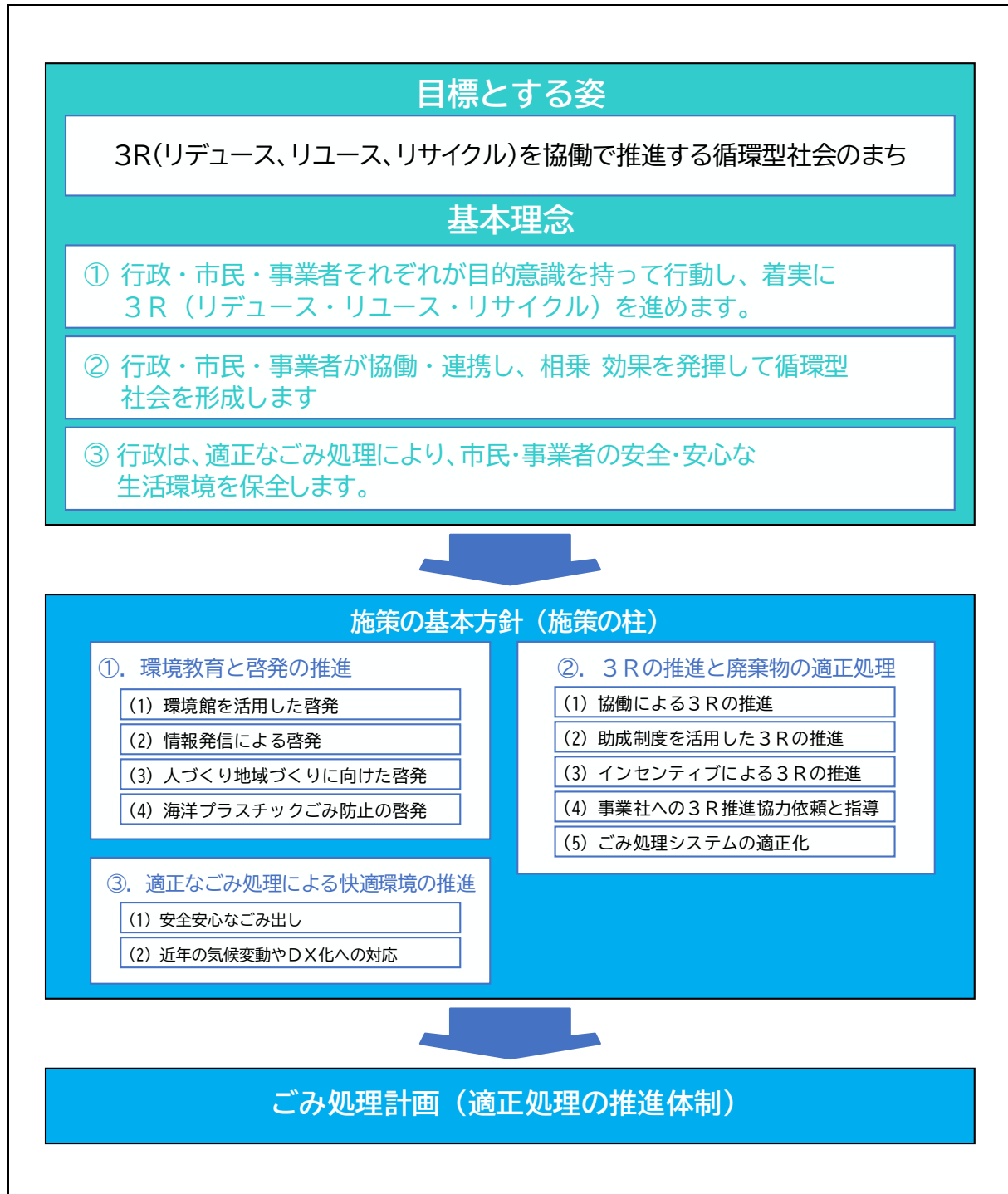
◆図表 3-34 計画の進行管理指標

		実績 (令和5年度)	中間目標年度 (令和11年度)	計画目標年度 (令和16年度)
1	ごみ総排出量の 1人1日当たり排出量	855.1 g/人・日	807.5 g/人・日	789.9 g/人・日
2	家庭系ごみの 1人1日当たり排出量 (資源物団体回収含む)	634.4 g/人・日	599.4 g/人・日	582.9 g/人・日
3	家庭系燃やせるごみの 1人1日当たり排出量	440.6 g/人・日	401.4 g/人・日	384.6 g/人・日
4	事業系ごみの 1日平均排出量	29.9 t/日	26.8 t/日	25.4 t/日
5	リサイクル率	30.3%	31.7%	32.1%
6	リサイクル率 (発電寄与量を除く)	24.8%	26.3%	26.8%
7	年間最終処分量	1,852 t/年	1,664 t/年	1,555 t/年
8	環境館利用者数	5,350 人	6,000 人	6,000 人
9	クリーンリーダー設置率	95.0%	100%	100%

第5節 計画の体系

目標とする姿『3R（リデュース、リユース、リサイクル）を協働で推進する循環型社会のまち』の実現を目指すための本計画の体系を図表 3-35 に示します。

◆図表 3-35 計画の体系図



第6節 施策の柱① 環境教育・啓発の推進

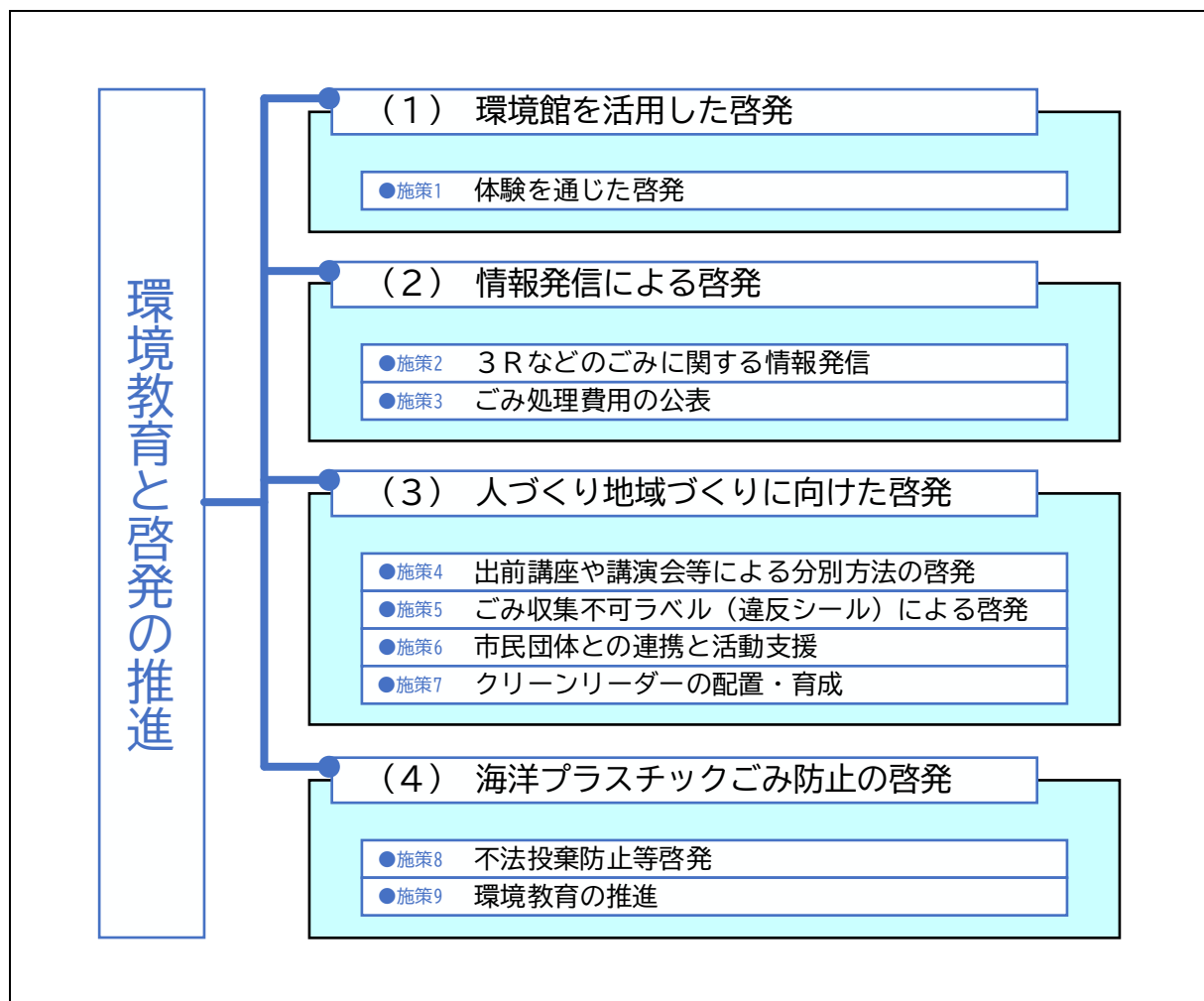
1 『環境教育と啓発の推進』の方針

循環型社会形成に向けて、市民が環境やごみ問題に向き合い、自発的にごみの減量や再資源化への取組を実践するためには、環境教育と啓発を推進していく必要があります。

環境教育と啓発の推進に関しては、（１）環境館を活用した啓発、（２）情報発信による啓発、（３）人づくり地域づくりに向けた啓発、（４）海洋プラスチックごみ防止の啓発の４つを中心として施策を展開していくものとします。

2 施策の体系

◆図表 3-36 環境教育と啓発に関する施策の体系図



3 具体的な施策

(1) 環境館を活用した啓発

市民の環境に対する意識の高揚を図るため、啓発施設「環境館」を活用した体験を通じた啓発や、3Rに関する情報発信を推進します。

啓発の機会を増加するため、魅力のあるプログラムの提供やインターネット等を活用した効果的な情報発信を行い、利用者数を増やしていくことが課題です。

施策1 体験を通じた啓発



〔現在の取組状況〕

体験学習の場として、エコフェスタ・3R講座の開催、ごみ処理施設見学の受け入れを行っています。

また、環境館では、定期的にリユース品抽選会を開催しています。

【3R 講座・イベント開催状況（エコフェスタを含む）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	19 回	16 回	29 回	18 回	17 回
参加人数	987人	866 人	1,776 人	1,326 人	1,690 人

【ごみ処理施設の見学受け入れ状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	21 回	19 回	16 回	38 回	30 回
参加人数	682 人	166 人	251 人	828 人	806 人

〔施策の方向〕

3R 講座やエコフェスタ等のイベントを継続して開催し、ごみ処理施設への見学を積極的に受け入れます。また、リユース品抽選会の開催により、ごみの減量と環境館利用者数の増加を図ります。

こうしたイベントの開催情報は、インターネット等を通じて広く周知するとともに、体験学習プログラムの回数及び内容の充実を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

-  エコフェスタ・3R講座の開催
-  ごみ処理施設見学の受け入れ
-  リユース品抽選会の開催
-  インターネットを活用した開催情報の周知
-  体験学習プログラムの回数及び内容の充実



↑周南市 HP
環境館でのイベント(講座)案内については、こちらをご確認ください。

(2) 情報発信による啓発

本市のごみの分別収集の適正化・効率化の推進のため、ごみ出しルール等の分かり易い情報発信を継続して実施します。

また、ごみ処理の現状、ごみ問題を取り巻く情勢等の情報を市民、事業者、関係団体へ向けて発信し、循環型社会形成に向けた意識啓発を推進します。

施策2 3R などのごみに関する情報発信



〔現在の取組状況〕

ごみ収集カレンダー・ごみ分別冊子の配布や、ごみアプリの公開により、随時分かり易いごみ分別の情報提供を行うとともに、広報誌、ケーブルテレビ、ホームページによりごみに関する特集記事の掲載・放送を行いました。

【ごみアプリダウンロード状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみアプリダウンロード総数	29,524 件	36,973 件	43,661 件	49,492 件	55,563 件

【ケーブルテレビ市政だより】

令和元年度	分ければ資源 あなたの番です！家庭でできるごみ減量 R1(2019)8月放送
令和2年度	ちょっと待って！その分別、間違っていないですか？～正しい家庭ごみの出し方～ R2(2020)7月放送
令和3年度	あなたが主役！正しいごみの分別を！～家庭ごみの出し方～ R3(2021)8月放送
令和4年度	知って納得、ルールを守って正しく分別！～家庭ごみの出し方～ R4(2022)8月放送
令和5年度	どうする分別～身近な日用品にもキケンがいっぱい～ R5(2023)8月放送

〔施策の方向〕

今後も継続して館内展示による情報発信を行っていくとともに、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図り、利用者数の増加を目指します。

〔今後の具体的な取組〕

-  ごみ収集カレンダー・ごみの分別と出し方（チラシ）、広報誌は、定期的に配布
-  家庭ごみの分別方法（保存版）は、ごみ処理システムの見直しに合わせ内容を改定
-  ごみアプリ、ホームページ、ケーブルテレビでは、随時、最新情報を発信



iPhone をご利用の方
(iOS 4.3 以上)



Android をご利用の方
(Android 2.1 以上)

↑周南市 HP
「ごみの分別につかえるアプリ」は、
こちらからダウンロードできます。

〔現在の取組状況〕

市民のごみ減量化・再資源化の意識高揚を図るため、毎年12月に広報誌・市ホームページにごみ処理費用を公表しています。

なお、令和3年度にごみ処理経費の定義を見直し、ごみ処理施設の維持管理費とごみカレンダーや3R講座など啓発に係る費用を歳出額に加えました。（下の表は、見直し後の定義により再計算しています。）

【ごみ処理経費の状況】

年度	歳出（※1）	歳入（※2）	市民一人あたり
令和元年度	約 22 億 6 千万円	約 2 億 1 千万円	14,400 円
令和2年度	約 23 億 2 千万円	約 2 億円	15,100 円
令和3年度	約 23 億 5 千万円	約 2 億 2 千万円	15,300 円
令和4年度	約 24 億円	約 2 億 5 千万円	15,600 円
令和5年度	約 25 億 5 千万円	約 2 億 3 千万円	17,100 円

※1 歳出は、収集運搬、中間処理、最終処分の直接処理費（ランニングコスト）に加え、施設の維持管理費及び啓発に係る費用の合計です。

※2 歳入は、直接処理費の財源となる資源物（びん・缶類、ペットボトル等）の売払額です。

〔施策の方向〕

自らが出したごみの処理に必要な費用を確認し、ごみの減量化・再資源化の重要性について理解を深めていただくため、今後も継続してごみ処理経費を公表します。また、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図り、利用者数の増加を目指します。



〔今後の具体的な取組〕

 ごみ処理経費の算出と公表

↑周南市 HP
ごみ量とごみ処理経費については、
こちらをご確認ください。

（3）人づくり地域づくりに向けた啓発

ごみ減量や分別の方法、ごみ・環境に関する問題などについて、市民に直接説明する機会を設け、市民と意見交換を行いながらごみや環境に対する意識啓発を図り、正しいごみ分別の方法について継続的に啓発を行います。

また、近年、法制度化されている食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環促進法への対応、廃棄物分野における2050年カーボンニュートラルに向けた対策など、社会情勢の変化に対応し、教育プログラムの充実を図ります。

地域におけるごみ問題や環境活動については、それぞれの地域の状況に応じた解決を図り、そして積極的に活動していくことが望まれます。

そのため、各地域で活動の中心となり、地域の内側から啓発を進めるリーダー的存在の配置、育成、支援を進めていきます。



施策4 出前講座や講演会等による分別方法の啓発



〔現在の取組状況〕

出前講座の申し込みにより、直接市民の元へ出向き、市の施策や事業についての説明と意見交換を行っています。また、地域のイベント等に出展し、ごみ・リサイクルに関する啓発を行っています。コロナ禍により開催件数、参加人数ともに減少しています。

転勤者や新入学生など本市への転入者に対しては、本市窓口での転入手続きの際に分別冊子やごみカレンダー等を配布して個別指導を行っています。また、学校と連携して新入生ガイダンスを利用した分別説明会を行っています。

分別不良の排出者については、不動産業者や住居管理会社を通じての分別啓発や説明・指導を行っています。

【出前講座や講演会等の開催状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催件数	22 件	1 件	6 件	8 件	5 件
参加人数	693 人	20 人	199 人	166 人	92 人

〔施策の方向〕

継続して出前講座を実施するとともに、地域の要望に応じてイベント等に出展し、ごみ減量やリサイクルに関する啓発を行います。ごみ関連の最新知見を市民に広めるため、専門家を招いた講演会を開催します。コロナ禍により減少した開催数と参加者数の増加を目指し、内容の充実やPRを行います。

引き続き転勤者や新入学生など本市への転入者へ本市窓口での転入手続きの際に分別冊子やごみカレンダー等を配布し、ごみアプリの使用方法等についても説明を行います。

また、分別不良の排出者については、不動産業者や住居管理会社を通じての分別啓発や個別説明・指導を行います。

〔今後の具体的な取組〕

-  出前講座及び講演会の開催
-  テーマの充実とPR活動
-  地域イベント等への出展
-  転入者に対する分別冊子、ごみカレンダーの配布
-  新入生ガイダンスを利用した分別説明会の開催
-  ごみアプリ使用方法の説明
-  不動産業者・住居管理会社を通じた分別啓発や個別説明・指導

周南市 HP→
しゅうなん出前トークのメニューと申し込み方法は、こちらをご確認ください。



施策5 **ごみ収集不可ラベル（違反シール）による啓発**



〔現在の取組状況〕

分別不良のごみ袋に違反理由を記載したごみ収集不可ラベル（違反シール）を貼り、ステーションに残置することにより、違反ごみの排出者にごみ分別の啓発を行っています。

【違反ごみの状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
違反ごみ(袋)	6,584 袋	6,258 袋	4,043 袋	3,308 袋	4,168 袋

〔施策の方向〕

引き続き、ごみ分別カレンダー・ごみ分別冊子等でのごみ分別啓発が行き届かない方に対して、収集運搬委託業者とも連携しながら、ごみ収集不可ラベル（違反シール）を貼り、ステーションに残置することで正しいごみ分別を啓発します。

〔今後の具体的な取組〕

-  分別不良のごみ袋にはごみ収集不可ラベル（違反シール）を貼って残置

施策6 **市民団体との連携と活動支援**



〔現在の取組状況〕

「周南市快適環境づくり推進協議会」を通じて環境衛生団体（4団体）との連携強化を図り、地球温暖化の防止への取組みや循環型社会形成に向けた活動を支援しています。

また、地域清掃活動に関しては、指定袋の交付を行っています。

【一斉清掃参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一斉清掃参加者数 (山口県快適環境づくり推進協議会報告分) ※河川清掃	9,714 人	5,683 人	6,304 人	6,564 人	8,220 人
地域清掃活動参加人数 (ごみ袋交付実績より)	64,149 人	53,987 人	43,345 人	46,683 人	43,390 人

〔施策の方向〕

引き続き、河川清掃及び地域清掃の活動を支援し、市民、市民団体等からの要望等に迅速に対応できる体制を構築します。

〔今後の具体的な取組〕

-  ボランティア活動に必要なスペースの貸出
-  ボランティア袋（指定袋）の交付
-  要望、通報等に迅速に対応できる体制の構築

施策7 クリーンリーダーの配置・育成



〔現在の取組状況〕

本市では、各自治会がクリーンリーダーを設置し、地域のごみ問題に対してのリーダーとして、「ごみステーションの巡回」や「ごみ出しマナーの指導」等の活動を行っています。

クリーンリーダー配置率100%を目指し、クリーンリーダーを配置していない自治会への広報活動を行っています。

【クリーンリーダーの設置状況と研修会開催状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置自治会数	889	920	921	919	913
設置率	91.6%	95.2%	95.5%	95.5%	95.0%
研修会開催数	9回	0回	0回	0回	0回

〔施策の方向〕

引き続き、クリーンリーダー配置率100%を目指し、クリーンリーダーを配置していない自治会への広報活動を推進します。また、コロナ禍で開催を中止していた研修会を再開し、クリーンリーダーの育成を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

-  クリーンリーダー制度の広報活動
-  研修会の再開と充実

周南市 HP→
クリーンリーダーについての詳細は、こちらをご確認ください。



●クリーンリーダー

【目的】

「ごみの減量化・再資源化」や「地域の環境美化」を確実に進めていくには、市民一人ひとりの“ごみ問題”に対する意識の高揚を図り、そのための取り組みを市と市民が協働して実行していくことが不可欠です。ごみの発生・排出削減のための基盤づくりとして、地域でのごみ問題に対してのリーダーとして活動していただき、循環型社会づくりに市と一緒に取り組んでいただきます。

【役割】

自治会や地域の実情に応じて、できる範囲で自主的な活動を行ってください。

【活動例】

- ・ごみの減量化と資源化の推進
- ・ごみの適正な排出等の指導や啓発
- ・地域の環境美化の推進
- ・地域の様々なごみ問題について、市と連携を図り、解決に向けた活動
- ・その他、市が行うごみ減量等の施策の協力

【活動褒賞金】

クリーンリーダーが取り組む自治会での活動に対して、自治会へ報償金を交付します。報償金の交付に際して、クリーンリーダー活動報告書を提出していただきます。

交付額：1自治会につき 年額5,000円＋世帯数×50円

交付期間：年度末を予定しています

(4) 海洋プラスチックごみ防止啓発

近年では、海洋に流出する廃プラスチック類(以下「海洋プラスチックごみ」という。)が生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

そのため、不法投棄防止等の啓発を通じて海洋プラスチックごみ防止啓発を進めていきます。

施策8 不法投棄防止等啓発



〔現在の取組状況〕

不法投棄は犯罪です。不法投棄に関する罰則や不法投棄を防ぐための方法、不法投棄を見つけた際の連絡先等を市のホームページで公表しています。

不法投棄を見つけた際は、道路の異常等を発見した際に活用している「しゅうなん通報アプリ」を活用して情報提供いただくことを啓発しています。

〔施策の方向〕

海洋プラスチックごみ防止啓発のため、不法投棄防止やポイ捨て禁止等の街頭啓発を関係団体と連携して行います。

〔今後の具体的な取組〕

-  街頭啓発の実施
-  しゅうなん通報アプリの普及啓発



しゅうなん通報アプリ

ダウンロードはこちらから



周南市内で異状箇所を発見した際には、ぜひアプリを活用して、情報提供をお願いします。

iPhone版	Android版
	
	

※ダウンロード時の通信料は、利用者負担です。

※通報は匿名となりますので、通報者の氏名や連絡先の入力不要です。また、通報によりメールアドレス等の個人情報取得することは、一切ありません。

施策9 環境教育の推進



〔現在の取組状況〕

館内展示による情報発信の実施とインターネットを活用した効果的な3Rに関する情報発信を行っています。

山口県では、海洋プラスチックごみ問題をたくさんの方に知ってもらい、その対策に取り組んでもらうため、「プラスチックモンスターをやっつけよう！きみが地球のためにできること」（クレヨンハウス刊）とコラボしたパンフレットを作成しました。

環境館では、令和3年度にプラスチックモンスターのパネル展示を行い、施設見学に訪れた小学生に対して啓発を行いました。

〔施策の方向〕

今後も継続して館内展示による情報発信を行っていくとともに、インターネットを活用した効果的な3Rに関する情報の発信についても内容の充実を図り、利用者数の増加を目指します。

〔今後の具体的な取組〕

-  館内展示による情報発信
-  インターネットを活用した情報発信



↑山口県HP
パンフレットの内容を閲覧したい方は、こちらをご確認ください。

第7節 施策の柱② 3Rの推進と廃棄物の適正処理

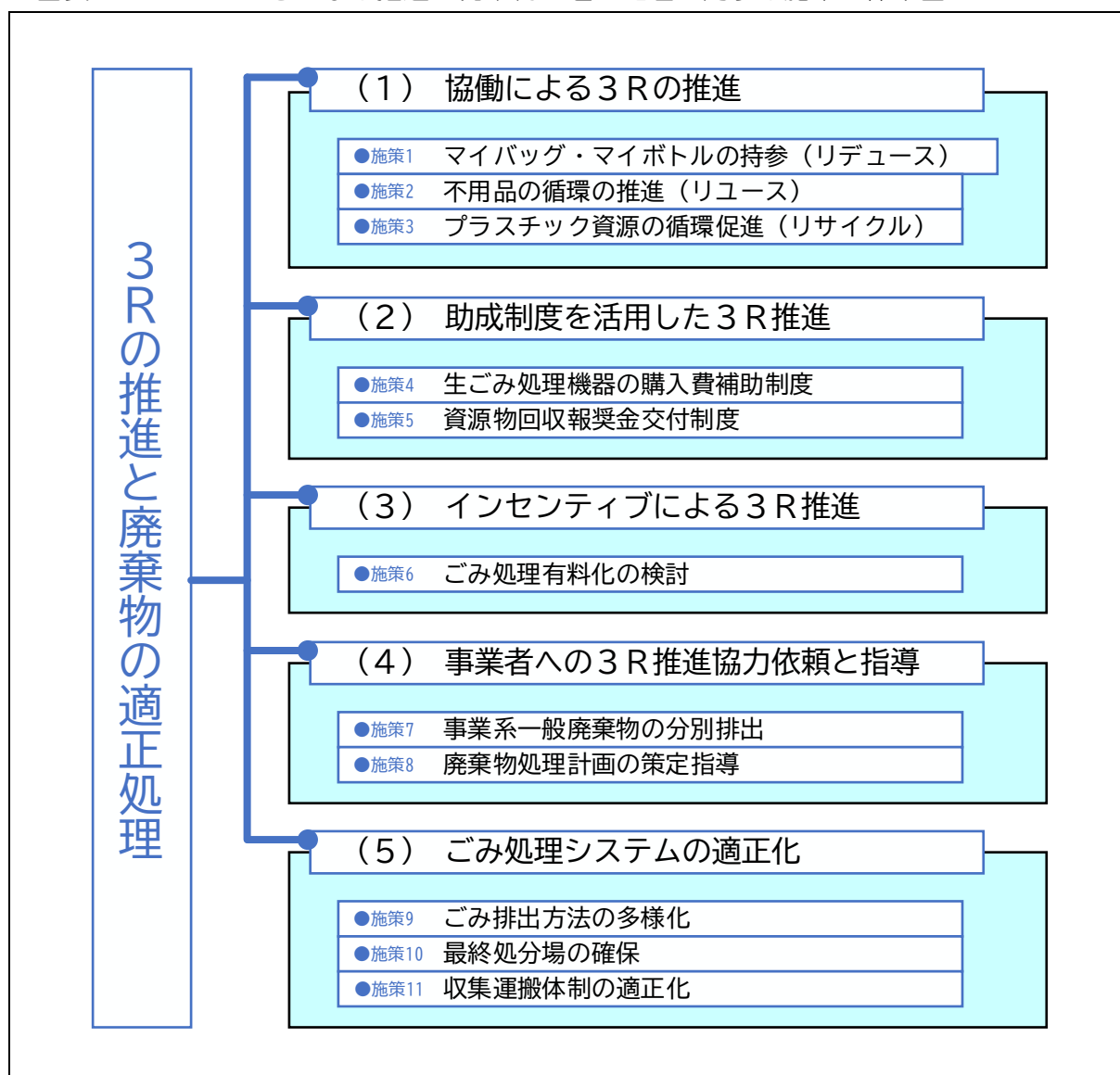
1 『3Rの推進と廃棄物の適正処理』の方針

これまで行ってきた3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕をさらに推進するためには、取組みを行う市民や事業者を増やしていくことが必要です。また市民・事業者・行政及び関係団体が協働して取組みを行うことが効果的です。

3Rのさらなる推進に関しては、（１）協働による3Rの推進、（２）助成制度を活用した3R推進、（３）インセンティブによる3R推進、（４）事業者への3R推進協力依頼と指導、（５）ごみ処理システムの適正化の5つを中心として施策を展開していくものとします。

2 施策の体系

◆図表3-37 3Rのさらなる推進と廃棄物の適正処理に関する施策の体系図



3 具体的な施策

(1) 協働による3Rの推進

これまで進めてきた3Rの取組みを引き続き推進します。3Rについては、行政が一方的に実施するのではなく、市民、事業者及び関係団体も協働して進めることで、より一層のごみ減量・再資源化効果と意識啓発を得ることができます。

施策1 マイバック・マイボトルの持参（リデュース）



〔現在の取組状況〕

本市では、ごみの減量、省エネ、地球温暖化防止を進めていくため、市内の小売事業者と協定を締結し、平成21年4月1日からレジ袋の無料配布を中止する取組みを進めてきました。令和2年7月にレジ袋の有料化が義務化されてからも、ホームページ等でマイバックの持参によるリデュース活動の啓発を継続しています。

〔施策の方向〕

引き続きマイバックの呼びかけを行いながら、新たにマイボトルの持参によるリデュース活動を啓発していきます。

〔今後の具体的な取組〕

-  マイバック・マイボトル持参の推進

施策2 不用品の循環の推進（リユース）



〔現在の取組状況〕

環境館では、無料リユースコーナーを設けており、定期的にリユース品の抽選会を実施して、不用品の循環を推進しています。

【リユース品抽選会参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リユース品抽選会参加者数	676人	674人	633人	759人	955人

〔施策の方向〕

引き続き、リユース品抽選会を開催します。

〔今後の具体的な取組〕

-  不用品抽選会の開催
-  無料リユースコーナーのPR



🌈 施策3 プラスチック資源の循環促進（リサイクル）

〔現在の取組状況〕

令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。この法律は、プラスチック使用製品の使用合理化、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の再商品化並びに分別収集、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための措置等を講じ、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するものとなっています。

本市では、容器包装プラスチックに加え、その他プラスチックの分別収集を行っています。容器包装プラスチックは、容器包装リサイクル協会の回収ルートへ、その他プラスチックのうち、バケツなどの硬いプラスチックは破碎し、再生事業者によりリサイクルされています。また、その他プラスチックのうち、柔らかいプラスチックはサーマルリサイクルにより発電利用されています。

また、本市では、焼却により排出される二酸化炭素を減らすため、原料の一部に植物由来のバイオマスプラスチックを使った可燃ごみ指定袋を導入しています。

〔施策の方向〕

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再資源化のさらなる推進に努めます。

また、サーマルリサイクルにより発電利用されている柔らかいプラスチックについて、国の方針に基づき、**Renewable（再生可能）**な活用方法に転換することを検討します。

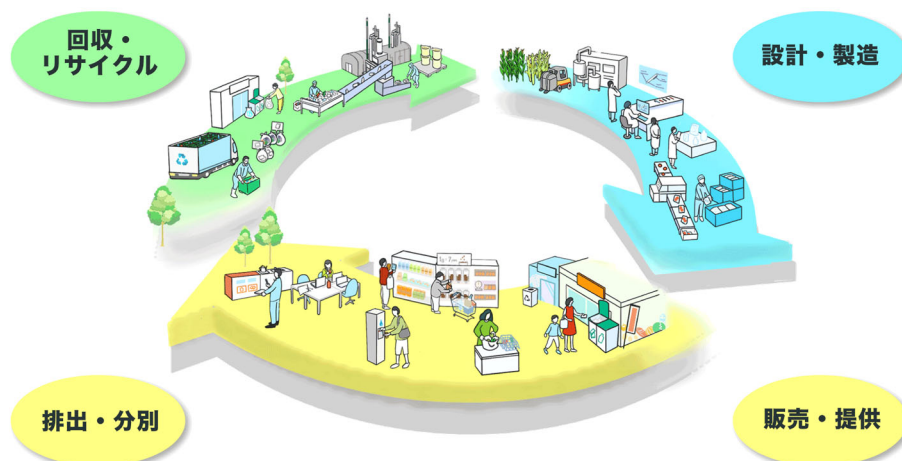
バイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチック）等、再生可能な資源の選択利用に努めます。

〔今後の具体的な取組〕

- 🌀 ごみ分別方法の周知徹底
- 🌀 資源物の店頭回収の推進
- 🌀 国の方針に基づく再商品化方策の検討
- 🌀 再生可能な資源の選択利用



環境省 HP ↑
「プラスチック資源循環促進法」の普及啓発ページは、こちらをご確認ください。



(2) 助成制度を活用した3R推進

生ごみ処理機の購入や資源物の回収に対し、経済的に支援する制度を設けることで、市民の手によるごみ減量化と再資源化を推進します。

より一層ごみ減量化と再資源化を進めるためには、これらの制度を利用する市民を増やしていく必要があります。

施策4 生ごみ処理機器の購入費補助制度



〔現在の取組状況〕

市民が生ごみ処理機器を購入する際に購入費用の一部を補助し、家庭から排出される生ごみの減量と有効利用を図っています。

【生ごみ処理機購入助成金利用数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理機器購入補助金利用数(基数)	54 基	49 基	43 基	58 基	35 基

〔施策の方向〕

引き続き生ごみ処理機器購入補助金の交付を行うとともに、補助上限額の拡充を検討します。

〔今後の具体的な取組〕

-  補助制度の継続と上限額拡充の検討

施策5 資源物回収報奨金交付制度



〔現在の取組状況〕

資源物の回収を実施した団体に報奨金を交付し、団体運営の支援とごみ減量・再資源化を促進しています。

【資源物回収報奨金交付実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収実績(t)	715	548	513	487	435
実施回数(回)	863	711	738	880	741
登録団体数	125	120	118	114	111

〔施策の方向〕

引き続き、資源物回収報奨金の交付を行うとともに、回収団体を増やすため、制度のPRを行います。

〔今後の具体的な取組〕

-  奨励金交付制度の継続と制度のPR

(3) インセンティブによる3R推進

ごみの減量や再資源化を進める際には、インセンティブを働かせることで、より一層の効果を得ることができます。そのため、本市においても、社会的評価や経済的なインセンティブなどの効果を利用し、さらなる3Rの推進を目指します。

●インセンティブ

インセンティブとは「目標達成や意欲向上のために外部から与えられる刺激」を意味します。市民・事業者がごみの減量や再資源化に積極的に取り組むことへの動機付けとして位置づけるものです。

施策6 ごみ処理有料化の検討



〔現在の取組状況〕

全国各市のごみ有料化への取組みについて情報収集を行い、燃やせるごみ有料化導入可能性の検討を進めています。

【山口県内ごみ処理有料化導入状況】

	下松市	光市	県内他自治体
ごみ処理有料化導入状況	なし	なし	13/19

〔施策の方向〕

下松市、光市とともにごみ処理有料化導入の是非について継続して検討していきます。

〔今後の具体的な取組〕

-  分別徹底・ごみ減量化の啓発
-  ごみ処理有料化導入の是非を検討

●ごみ処理有料化

ごみ処理有料化とは、国によれば、『市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為』を指すとされており、『例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない。』ものとされています。

また、ごみ処理の有料化導入の目的や期待する効果として、「排出抑制や再生利用の推進」、「費用負担の公平性確保」、「市民や事業者の意識改革」などが挙げられています。

（資料：「一般廃棄物処理有料化の手引き」平成25年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）

(4) 事業者への3R推進協力依頼と指導

ごみは排出者の違いによって家庭系、事業系と区分されますが、排出削減や再資源化については区分することなく同様に進めていきます。

そのため、事業所から排出される一般廃棄物について、適正に分別排出してもらい、適正に処理していくことが必要となります。

施策7 事業系一般廃棄物の分別排出



〔現在の取組状況〕

排出事業者に対し、事業系一般廃棄物の適正な分別排出指導及び施設での展開検査・指導を行っています。

【事業系燃やせないごみ排出量】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業系 燃やせないごみ量(t)	207	166	184	166	157

〔施策の方向〕

引き続き、排出事業者に適正な分別排出指導及び施設での展開検査・指導を行います。

〔今後の具体的な取組〕

-  分別徹底の啓発
-  展開検査の実施と違反事業者に対する指導

施策8 廃棄物処理計画の策定指導



〔現在の取組状況〕

市内の大規模店舗に対し、廃棄物処理担当者の選任やごみ減量・適正処理に関する計画書の策定及び提出を義務付けています。

【廃棄物処理計画提出件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
廃棄物処理計画提出件数	72	71	46	64	55

〔施策の方向〕

引き続き、廃棄物処理計画書の策定を指導します。

〔今後の具体的な取組〕

-  事業系ごみ処理に係る遵守事項の通知
-  廃棄物処理計画策定の指導

（５） ごみ処理システムの適正化

効率的なごみ処理を行えるように、分別排出など、市民・事業者からの協力を得られやすい体制・システムへと見直しを図ります。

また、複数の施設で処理を行っているごみは、収集運搬や処理施設の運営管理が分散し、ごみ処理費用増加の要因となります。

そのため、今後は処理の効率化によってごみ処理費用の削減を目指し、市民の利便性に配慮しながら収集・処理を一元化します。

 施策9 ゴミ排出方法の多様化



〔現在の取組状況〕

本市では、市民・事業者からさらなる分別への協力を得るため、ごみの排出方法の多様化を検討しています。

令和2年7月に、小型家電に含まれる有用なレアメタル等、貴重な資源を有効活用するため、リネットジャパンリサイクル株式会社（愛知県）と、宅配便を活用した小型家電等の回収に関する連携・協力についての協定を締結しました。

〔施策の方向〕

引き続き、さらなる排出方法の多様化を推進し、市民の利便性の向上を図ります。

〔今後の具体的な取組〕



ごみ排出方法の見直し検討



周南市 HP ↑
不要なパソコン等、小型家電を宅配便で回収する方法はこちらのページをご確認ください。

周南市からのお知らせ

リサイクル推進課 TEL (0834) 22-8303

不要な

小型家電リサイクル法に基づく

回収料金
無料

**パソコンの
正しい回収に
ご協力ください。**

周南市では、小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)と連携協定を締結し、パソコン・小型家電を“便利”に“かんたん”に回収できる宅配便リサイクルの活用を推奨しています。パソコン等には希少金属やレアメタルといった有用資源が多く含まれており「都市鉱山」と呼ばれています。国内では多くのパソコンを使用していることから回収・リサイクルすれば有用資源の大量化になるとも言われています。法律に基づいた正しい処分・リサイクルにご協力ください。

市の連携事業であるリネットジャパンリサイクル(株)が運営するWEBサイトから直接お申込みください。

宅配便での回収がとても便利です！

お持ち帰りから回収 宅配便まで依頼

簡単3ステップ
自宅まで回収を待つだけ！

パソコン等の回収、お取寄せ品までご依頼ください。

データ消去も安心！

個人情報や大切なパソコンや携帯電話を

国が認定した工場で
安全にリサイクルします。

無料
データ消去
ソフト付！

① 回収依頼の申し込み(回収依頼書・回収ボックスの申し込み) ② 回収ボックスの届き(回収ボックスの届き) ③ 回収ボックスの回収(回収ボックスの回収)

どんなパソコンでもOK!

デスクトップ
パソコン

ノート
パソコン

増設してOK!

すべてOK! HDDがなくてもOK!

※回収は日本全国(一部地域を除く)で対応いたします。

<https://www.renet.jp/>

リネットジャパン

検索

リネットジャパンリサイクル株式会社

環境省・経済産業省 認定

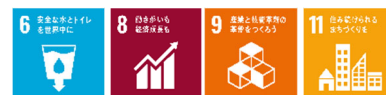
お問い合わせ

TEL 0570-085-800 FAX call@renet.jp

(受付時間: 13時~17時)

テレビ・洗濯機・冷蔵庫などの大型家電の処分は裏面をご覧ください▶

施策 10 最終処分場の確保



〔現在の取組状況〕

徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場の延命化を図るため、埋立ごみの減量化を進め、廃棄物受入事業期間を令和 19 年度末まで延長しています。

【徳山下松港新南陽N7地区最終処分場埋立量】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徳山下松港新南陽 N7 地区最終処分場埋立量(t)	1,917	1,878	1,930	1,788	1,803

〔施策の方向〕

新たな最終処分場を整備する場合、計画段階から施設竣工までかなりの期間を要することから、本市の埋立処分物発生量の動向を確認しつつ、今後の最終処分場の確保について調査・検討していくものとします。

〔今後の具体的な取組〕

-  次期最終処分場の確保について調査・検討

施策 11 収集運搬体制の適正化



〔現在の取組状況〕

一般廃棄物処理事業を運営していくうえで、最もコストが掛かっているのが収集運搬費です。これまで、ごみ処理の集約化等の際に適宜、効率性の高い収集運搬体制へ見直しを図っています。

なお、一般廃棄物処理業に関する許可については、現状を維持し新たな許可は行っていません。ただし、個別の事情により、本市において処理することが困難な一般廃棄物が発生する場合においては、一定の基準に基づき、処理できる品目を限定した許可に限って、その是非を決定しています。

〔施策の方向〕

今後も引き続き、現状及び将来におけるごみの発生状況を考慮して、収集運搬体制の効率化を図っていきます。

一般廃棄物処理業に関する許可については、原則として現状を維持し新たな許可は行わないものとします。

〔今後の具体的な取組〕

-  市民サービスの維持・向上
-  最適な収集運搬体制の構築
-  原則として新たな許可は行わない

第8節 施策の柱③ 適正なごみ処理による快適環境の推進

1 『適正なごみ処理による快適環境の推進』の方針

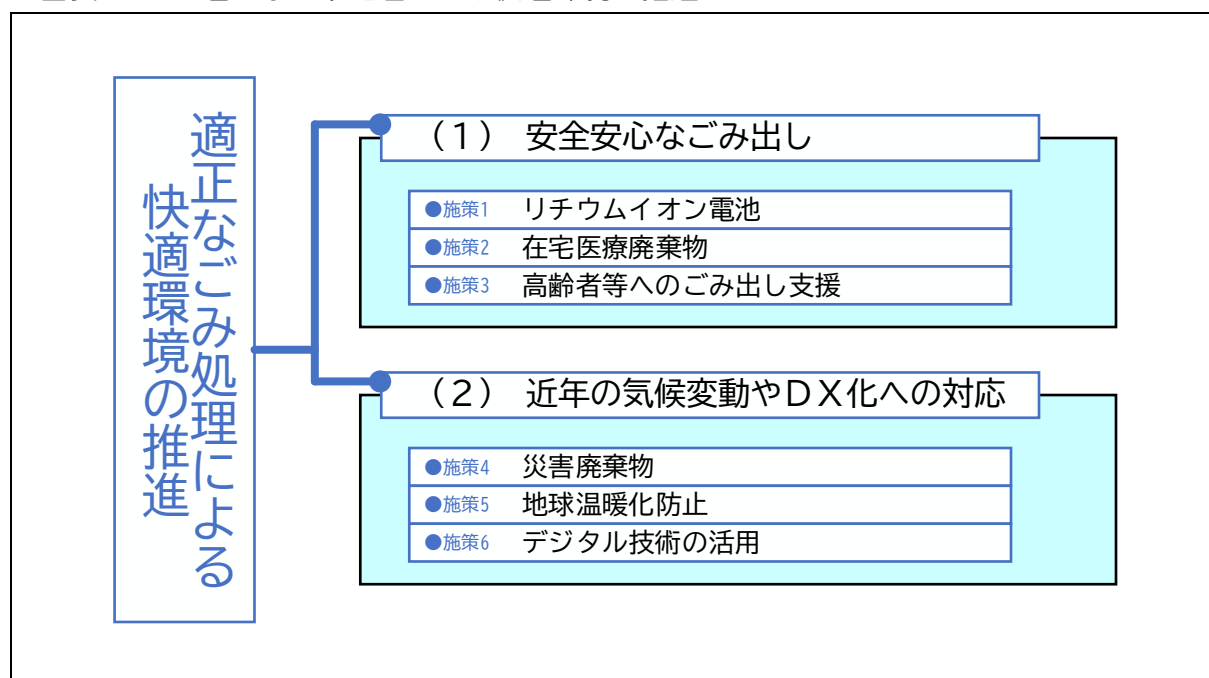
収集運搬から処理・処分まで一連のごみ処理の流れにおいて、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮しながら適正な行政サービスを提供する効率的なごみ処理システムの確立を目指します。

また、適正なごみ処理により市民の安全、安心な暮らし（快適環境）の保全に努めます。

適正なごみ処理による快適環境の推進に関しては、（１）安全安心なごみ出し、（２）近年の気候変動やＤＸ化への対応の２つを中心として施策を展開していくものとします。

2 施策の体系

◆図表 3-38 適正なごみ処理による快適環境の推進



2 具体的な施策

(1) 安全安心なごみ出し

収集運搬、処理、処分の過程で発火し、火災の原因となるリチウムイオン電池や収集業者、分別作業者に刺さりけがをする恐れのある注射針等の在宅医療廃棄物については、市民、事業者及び関係団体と協働して適切な分別排出を徹底する必要があります。

また、高齢者等のごみ出しが大きな負担となっている方への支援等、市民サービスの向上を図ります。

施策1 リチウムイオン電池



〔現在の取組状況〕

リチウムイオン電池は乾電池やその他の電池に比べ、中に燃えやすい液体が入っていることもあり、発火リスクが特に高いと言われています。

本市では、モバイルバッテリーの回収は行っておらず、購入した店舗または製造元等にお問い合わせいただくようお願いしています。また、電子タバコ（加熱式タバコ）など、リチウムイオン電池が内蔵された電子機器は「使用済み小型家電の回収拠点」をご利用いただくようホームページ等で広報活動を行っています。

〔施策の方向〕

引き続き、ホームページ等でリチウムイオン電池を含む電子機器の分別について啓発を行い、分別方法の周知徹底を図ります。

〔今後の具体的な取組〕

 ホームページ等での分別の啓発



電子タバコ（可）



モバイルバッテリー（不可）

【リチウムイオン電池が押しつぶされ、ショート・発火するイメージ】



周南市 HP→
【お願い】リチウムイオン電池を含む
電子機器の分別について。



Shunan movie チャンネル【周南市公式】↑
周南市市政だより 2023 年 8 月_どうする分別
～身近な日用品にもキケンがいっぱい～

施策2 在宅医療廃棄物



〔現在の取組状況〕

市民が在宅医療廃棄物について適正な処理を行うように、毎年ごみカレンダーに啓発チラシを封入し配布しています。

なお、在宅医療廃棄物については、月に1回の「処理困難物」の日に出していただいておりますが、ストーマ装具については衛生面を考慮し、令和4年8月から「燃やせるごみ」への排出も可能としました。

〔施策の方向〕

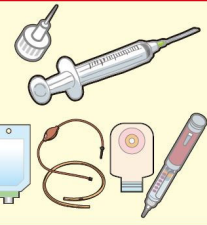
注射針・点滴針がごみ分別作業者に刺さる等、在宅医療廃棄物による事故を未然に防ぐためにも、引き続き市民への啓発を行うとともに、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正な処理を推進します。

〔今後の具体的な取組〕

-  広報誌やパンフレット等による情報提供
-  医療機関や在宅医療者への周知・指導

在宅医療品の処分についてお願いします！

- 注射針は、市では収集できません。
処方された薬局、医療機関などにご相談ください。
- ※ごみは手作業で選別しています。
注射針で、作業員が怪我をしたり、傷口から感染症にかかったりする危険性があるため、ごみステーションに出さないようお願いします。
- 点滴バッグ、透析バッグ、チューブ、カテーテル、ストーマ袋、ペン型自己注射カートリッジなどの**在宅医療品**は、中身を使い切り、**処理困難物の日**に中が識別できる袋に入れてごみステーションに出してください！



周南市 リサイクル推進課 ☎(0834)22-8303 [うら面もご覧ください！>](#)

オストメイトの皆様へ 周南市

家庭から廃棄されるストーマ装具は
令和4年8月1日から
燃やせるごみで出せます

※ストーマ装具はオストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した人)の資格の修得管理に用いられる器具です。

分別の変更点

令和4年7月31日まで
処理困難物


 ストーマ装具

変更

令和4年8月1日から

**燃やせる
ごみ**

※これまでどおり「処理困難物」の日に出すこともできます

注意点

点滴バッグ、チューブ、カテーテルなどの在宅医療品を廃棄する場合はこれまでどおり「処理困難物」の日に出してください。
また、注射針の処理は、処方された薬局や病院にご相談ください

周南市リサイクル推進課 ☎0834-22-8303

施策3 高齢者等へのごみ出し支援



〔現在の取組状況〕

ごみ出しに関するサービスの在り方について調査を行い、福祉部局と連携して、現状確認や課題について協議を行っています。

〔施策の方向〕

高齢化社会の進行により、日常生活に支援が必要な高齢者等が増加しています。

ごみ出しに関するサービスの在り方について継続的に調査・検討を行い、市民の実情に合った支援制度の整備を目指します。

〔今後の具体的な取組〕

-  ごみ出しが大きな負担となっている市民を対象とした支援制度の検討・整備

(2) 近年の気候変動やD X化への対応

近年では、地球温暖化の影響により激甚災害が頻発しています。一般廃棄物の処理分野においても世界的な目標である地球温暖化の防止（CO₂排出量の削減）に取り組むとともに、災害発生時の適正処理体制の構築を図ることが必要です。

また、SDGsが目指す「誰一人取り残さないグローバル社会」の実現のため、DX（デジタルトランスフォーメーション）による一般廃棄物処理事業の効率化、市民サービスの利便性の向上を図ります。

施策4 災害廃棄物



〔現在の取組状況〕

災害廃棄物については、本計画とは別に策定している災害廃棄物処理基本計画により処理を行います。

なお、災害廃棄物処理基本計画に基づき災害廃棄物処理の協力体制を構築するため、令和6年3月に市内13事業者と「災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する基本協定」を締結しました。

〔施策の方向〕

引き続き、近隣自治体、関係機関、民間事業者との協力体制を構築していきます。

〔今後の具体的な取組〕

-  迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を行うための体制構築

【周南市塵芥収集運搬委託事業者・周南市】
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する基本協定締結式



施策5 地球温暖化防止



〔現在の取組状況〕

CO₂ 排出量を削減するため、「資源ごみの分別徹底」や「生ごみの水切り」など広報誌・ケーブルテレビ放送等による啓発、生ごみ処理機器購入補助金交付制度により燃やせるごみの削減に取り組んでいます。

また、「周南市バイオマスタウン構想」に基づき、食品関連事業者が排出する食品廃棄物を地域内での熱利用、堆肥化、飼料化など、事業者自らの取組みによる再資源化を促進しています。

〔施策の方向〕

マイバックやマイボトルの持参により石油製品であるプラスチックの消費量を削減することが可能です。また、生ごみの水切りにより焼却時の助燃剤（燃料）の使用量を削減することが可能です。こうした市民一人ひとりの取組みを啓発するとともに、ごみ処理の集約化、収集運搬体制の効率化等による CO₂ 排出量の削減を図っていきます。

事業者自らの取組みによる熱利用、堆肥化、飼料化等の再資源化を促進します。

〔今後の具体的な取組〕

-  燃やせるごみ削減のための啓発
-  ごみ処理体制・収集運搬体制の効率化
-  排出事業者への指導
-  リサイクルシステムの構築

施策6 デジタル技術の活用



〔現在の取組状況〕

地域社会のデジタル化に係る取組みとして、ごみ分別アプリの導入のほか、粗大ごみ収集予約システム、家庭ごみ搬入受付センター事前予約システムの運用を開始し、市民サービスの利便性を向上させました。

〔施策の方向〕

廃棄物分野においてもビッグデータの活用や先進技術の導入による業務の効率化を図っていきます。

〔今後の具体的な取組〕

-  先進自治体の事例調査
-  ビッグデータ・先進技術の導入検討

【先進自治体事例】

